

美浜町障がい者基本計画 第7期美浜町障がい福祉計画 及び 第3期美浜町障がい児福祉計画

障がいのある人もない人も、一人ひとりが尊重される
ぬくもりのある・こころ美（うま）し美浜の実現



令和6年3月

美浜町

ごあいさつ



美浜町では、平成 30 年 3 月に「障がいのある人もない人も、一人ひとりが尊重されるぬくもりのある・こころ美（うま）し美浜の実現」を基本理念とする「美浜町障害者基本計画」を策定しました。

この計画では、障がいのある人が生きがいを持って生活できる環境づくりと、障がいのある人もない人も共に暮らせるまちづくりを目指し、障がい福祉施策の推進に取り組んでまいりました。

この間、国においては障害者差別解消法や障害者総合支援法の改正、医療的ケア児支援法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されるなど各種法制度が整備され、障がい者福祉の向上が進められてきております。

このような中、本町におきましては、障がい福祉の更なる推進と強化を図るため、これまでの基本理念を継承し、新たに「美浜町障がい者基本計画・第 7 期美浜町障がい福祉計画及び第 3 期美浜町障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。

また、計画策定に併せ、手話言語に対する認識を深め、手話の理解促進と普及を図る取り組みを推進するため、「美浜町手と心をつなぐ手話言語条例」を制定しました。

美浜町は、本年 2 月に町制施行 70 周年を迎え、「住んでいることに幸せと誇りを実感できる^{うま}美し美浜」を目指し、未来につなげる魅力ある町づくりを進めると共に、誰もが住み慣れた地域で生活ができる地域共生社会の実現に向けた取り組みを、町民の皆様とともに進めてまいりますので、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご指導、ご提言いただきました美浜町障害者基本計画等策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました町民の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

美浜町長

戸嶋 秀樹

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の位置づけと期間	7
3 計画の策定体制	9
4 計画とSDGsの関連性	9

第2章 障がい者を取りまく現状

1 障がいのある人の状況	10
2 各種サービスの対象者数	15
3 乳幼児健診の状況	17

第3章 アンケート調査結果からみる現状と課題

1 アンケート調査の概要	18
--------------	----

第4章 基本理念と施策の体系

1 基本理念	38
2 基本目標	39
3 施策の体系	40
4 町の重点取り組み	42

第5章 施策の方向

1 ともに生きるまち	43
2 適切な支援が受けられるまち	47
3 安心して生活できるまち	54
4 自分らしく生きられるまち	59

第6章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の目標

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標	65
2 障がい福祉サービス等の見込み量	74
3 地域生活支援事業の見込み量	83
4 障害児通所支援の見込み量	89
5 障害児相談支援の見込み量	91

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制	93
2 計画の進行管理	94

資料編

1 美浜町障害者基本計画等策定委員会設置要綱	95
2 美浜町障害者基本計画等策定委員会委員名簿	97
3 策定経過	98

注)「障害」及び「障がい」の表記について

本計画では、法律や制度等の名称を除き、「障がい」と表記しています。

1 計画策定の趣旨と背景

(1) 計画策定の趣旨

この計画は、障害者基本法の第1条に規定されている、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして策定するものです。

国においても、同様の目的で基本計画が策定されるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」や「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」などの各種法制度を整備し、障がい者の福祉の向上が進められてきました。

令和5年3月に策定された「障害者基本計画（第5次）」では、第4次計画の基本的な施策を継承するとともに、「誰1人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念に基づき、障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会、デジタルの活用により障がいの有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会、障がい者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながる社会の実現などが示されています。

本町においても、平成30年3月に「美浜町障害者基本計画・第5期美浜町障害福祉計画・第1期美浜町障害児福祉計画」を策定しており、本計画はその計画に盛り込まれている障がい者基本計画を更新した計画として位置づけられます。また、同時に策定している障がい福祉計画、障がい児福祉計画については、「第6期美浜町障害福祉計画・第2期美浜町障害児福祉計画」を更新した「第7期美浜町障がい福祉計画・第3期美浜町障がい児福祉計画」として位置づけられる計画です。

本計画は、本町における障がい者福祉施策の中核をなす計画です。この計画に基づく各施策を進め、障がいの有無に関係なく誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現をめざすものです。

(2) 制度の変遷

	国の取り組み	内容
平成 30 年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（一部は平成28年6月施行）	障がい者の地域生活への支援、障がい児支援へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備などを推進する。
	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」の施行	障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る。
令和元年	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行	視覚障がい者等の読書環境の整備を進め、障がいの有無にかかわらず読書を通じた文字・活字文化の恩恵を享受できる社会の実現をめざす。
	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部は令和2年4月施行）	短時間労働以外の労働が困難な障がい者の雇用についての事業者への支援、国及び地方公共団体における障がい者雇用の状況把握等を行う。
令和3年	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行	地域共生社会の実現を図るため、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じたサービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等を行う。
	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行	医療的ケア児への支援に関する国等の責務を明確化するとともに、医療的ケア児支援センターの指定等について定め、医療的ケア児の健やかな成長を図る。
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部を改正する法律」の公布	事業者の合理的配慮の提供の義務化、行政機関相互間の連携強化、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化等を図る。
令和4年	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の施行	障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現を図る。
令和5年	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部は令和6年4月施行）	障がい者の職業能力の開発及び向上、障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、障がい者雇用の質の向上など、事業主の責務を明確化。
令和6年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の施行（一部は、令和5年4月、10月施行）	障がい者等の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等を図る。

(3) 国の方向性

①障害者基本計画（第5次）のポイント

国の障害者基本計画（第5次）には、以下のような視点や施策が記載されています。

基本理念

- 障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす計画
- 障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定める計画

基本原則

- 地域社会における共生等
- 差別の禁止
- 国際的協調

各分野における障害者施策の基本的な方向

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
 - (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
 - (2) 障害を理由とする差別の解消の推進
2. 安全・安心な生活環境の整備
 - (1) 住宅の確保
 - (2) 移動しやすい環境の整備等
 - (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
 - (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
 - (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
 - (2) 情報提供の充実等
 - (3) 意思疎通支援の充実
 - (4) 行政情報のアクセシビリティの向上
4. 防災、防犯等の推進
 - (1) 防災対策の推進
 - (2) 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進
 - (3) 防犯対策の推進
 - (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

5. 行政等における配慮の充実

- (1) 司法手続等における配慮等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

6. 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害のあるこどもに対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

8. 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障害学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5) 一般就労が困難な障害者に対する支援

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11. 国際社会での協力・連携の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障害者の国際交流等の推進

②第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画のポイント

国の基本指針における第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画のポイントは以下の通りです。

基本指針改正のポイント

- 1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般就労への移行等
- 4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 5 発達障害者等支援の一層の充実
- 6 地域における相談支援体制の充実・強化
- 7 障害者等に対する虐待の防止
- 8 地域共生社会の実現に向けた取組
- 9 障害福祉サービスの質の確保
- 10 障害福祉人材の確保・定着
- 11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- 12 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

障害福祉計画の成果目標

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(4) 福井県の方向性

県の障がい者福祉計画である「ふくい共生社会実現プラン」には、以下のよう
な視点や施策が記載されています。

基本理念

「全ての県民が個性や人格を尊重し支え合いながら安心して暮らし、一人ひとりが輝ける共生社会の実現」

計画の体系

基本目標	重点施策
1 共に生きる社会 の実現	(1) 県民理解の促進
	(2) 障がいのある人の権利擁護・虐待防止
	(3) 意思疎通支援の充実
	(4) 意思決定支援の推進
	(5) 障がいのある人等の声の反映、当事者参画
	(6) 福祉教育・交流の推進
	(7) 個別のニーズに応じた教育の充実
2 自分らしく活躍 し、生き生きと生 活する	(1) 障がいのある方の幸せ就労の推進
	(2) 一般就労に向けた支援
	(3) スポーツの進行
	(4) 文化芸術活動の充実
	(5) 日中活動・交流活動の充実
	(6) 心の健康づくりの推進
3 障がい特性に応 じて適切に支え合 うための環境づく り	(1) 障がい福祉・医療を支える人材確保
	(2) 障がい児の地域療育体制の充実
	(3) 障がい児者の家族への支援
	(4) 相談支援体制・ピアサポートの充実
	(5) 高齢化対策の充実
	(6) 医療的ケア児者・重症心身障がい児者への支援
	(7) 強度行動障がい児者への支援
	(8) 発達障がい児者支援の充実
	(9) ひきこもりへの支援
	(10) 高次機能障がい者の医療・福祉の充実
	(11) 難病患者支援の充実
	(12) 適切な福祉・医療サービスの提供
	(13) 精神科医療体制の充実
4 安心・安全に暮ら せるまちづくり	(1) 障がいに配慮したまちづくりの推進
	(2) 防災対策の推進
	(3) 感染症対策の推進
	(4) 防犯対策の推進
	(5) 交通安全対策の推進・消費者被害の防止

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

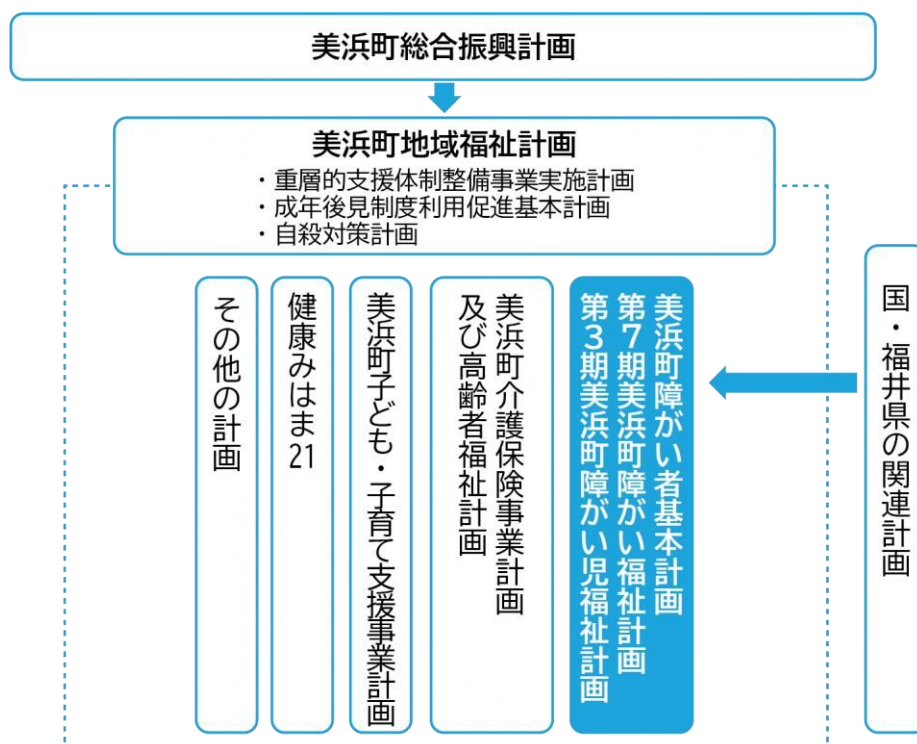
この計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定した計画です。

それぞれの法に定める計画の趣旨や内容は以下のとおりです。

	障害者計画	
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	
内容	町の障がい者の状況等を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める計画	

	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
内容	障害福祉サービスの提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的に策定する計画 (計画期間は3年を1期)	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の計画的な確保等を目的に策定する計画 (計画期間は3年を1期)

本計画は、美浜町総合振興計画を最上位計画とし、美浜町地域福祉計画を福祉分野の上位計画と位置づけ、その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。



(2) 計画の期間

各計画の期間は次の通りです。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者 基本計画	第6次					
障がい福祉 計画	第7期			第8期		
障がい児福祉 計画	第3期			第4期		



第1章 計画策定にあたって

3 計画の策定体制

(1) 美浜町障害者基本計画等策定委員会

本計画の策定にあたっては、学識経験者、福祉団体、福祉サービス事業者及び関係機関等にご参画いただき、美浜町障害者基本計画等策定委員会を設置いたしました。委員から、様々な視点におけるご意見をいただきながら内容を検討し、本計画を策定しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、当事者のニーズや意見を反映させるため、障がい者及び障がい児を対象とするアンケート調査を実施しました。(アンケート調査結果の概要は、第3章に記載しています。)

第1章 計画策定にあたって

4 計画とSDGsの関連性

本計画においても、持続可能な開発目標（以下「SDGs」）との関連性を意識し、目標の達成を目指していきます。SDGsは、平成28年に政府内に推進本部が設置され、同年12月に実施方針が決定されており、地方自治体においても、SDGs達成に向けた取組の推進が求められています。

本計画においては、下記の8つの目標の達成を目指します。



第2章 障がい者を取りまく現状

1 障がいのある人の状況

(1) 人口の推移

美浜町の総人口は減少傾向にあり、令和5年3月31日現在、8,936人となっています。

年齢区分別でみると、15歳未満及び15～64歳人口は減少しています。65歳以上人口はほぼ横ばいに推移しながらわずかに減少していますが、高齢化率は年々上昇しており、令和5年の高齢化率は38.1%となっています。

年齢区分別人口の推移

(人)

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	9,678	9,459	9,324	9,176	9,071	8,936
15歳未満	1,037	1,014	989	968	953	940
15～64歳	5,161	4,974	4,888	4,774	4,703	4,588
65歳以上	3,480	3,471	3,447	3,434	3,415	3,408
18歳未満(再掲)	1,276	1,240	1,217	1,172	1,170	1,128
高齢化率	36.0%	36.7%	37.0%	37.4%	37.6%	38.1%

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 障がいのある人の状況

令和5年の身体障害者手帳所持者数は591人、療育手帳所持者数は94人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は94人となっています。合計は779人で、平成30年以降は減少傾向にありますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

障がい区分別手帳所持者数の推移 (人)

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	659	638	636	614	597	591
療育手帳	89	90	89	90	92	94
精神障害者保健福祉手帳	84	82	76	85	91	94
合計	832	810	801	789	780	779

資料：県障がい福祉課統計（各年3月末現在）

障がい区分別年齢別手帳所持者数 (人)

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
身体障害者手帳	6	98	487	591
療育手帳	11	63	20	94
精神障害者保健福祉手帳	1	69	24	94
合計	18	230	531	779

資料：県障がい福祉課統計（令和5年3月末現在）

(3) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成 30 年以降減少傾向にあり、令和 5 年では 591 人となっています。

等級別では、重度である 1 級手帳所持者が最も多く、令和 5 年では 182 人となっています。

障がい種別での推移をみると、肢体不自由と視覚障がいは減少傾向にあり、聴覚障がい、言語障がい、内部障がいは横ばいに推移しています。

令和 5 年の障がい種別身体障害者手帳所持者数をみると、肢体不自由が 290 人で 49.1%を占めています。これに次いで、内部障がいが 209 人で 35.4%を占めています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1 級	207	199	199	188	175	182
2 級	67	64	63	65	67	62
3 級	155	154	148	143	144	141
4 級	161	156	160	158	149	143
5 級	30	29	29	27	26	26
6 級	39	36	37	33	36	37
合計	659	638	636	614	597	591

資料：県障がい福祉課統計（各年 3 月末現在）

障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	35	34	33	32	30	29
聴覚障がい	56	56	60	56	57	52
言語障がい	9	11	11	10	10	11
肢体不自由	337	319	307	298	292	290
内部障がい	222	218	225	218	208	209
合計	659	638	636	614	597	591

資料：県障がい福祉課統計（各年 3 月末現在）

等級別障がい種別身体障害者手帳所持者数 (人)

区分	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
1 級	11	1	1	58	111	182
2 級	8	8	0	44	2	62
3 級	1	8	8	69	55	141
4 級	0	15	2	85	41	143
5 級	6	0	0	20	0	26
6 級	3	20	0	14	0	37
合計	29	52	11	290	209	591
割合	4.9%	8.8%	1.9%	49.1%	35.4%	—

資料：県障がい福祉課統計（令和5年3月末現在）

障がい種別年齢別身体障害者手帳所持者数 (人)

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
視覚障がい	0	6	23	29
聴覚障がい	1	2	49	52
言語障がい	0	5	6	11
肢体不自由	3	44	243	290
内部障がい	2	41	166	209
合計	6	98	487	591

資料：県障がい福祉課統計（令和5年3月末現在）

（４）療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、90 人前後で推移し、令和5年では 94 人となっています。判定別では、軽度のB 2判定が 35.1%と最も多く、次いでA 1が 34.0%を占めています。

判定別療育手帳所持者数の推移 (人)

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A 1	29	32	32	31	32	32
A 2	1	1	1	1	1	1
B 1	34	31	28	28	27	28
B 2	25	26	28	30	32	33
合計	89	90	89	90	92	94

資料：総合福祉相談所統計（各年4月1日現在）

判定別年齢別療育手帳所持者数

(人)

区分	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	合計	割合
A 1	4	20	8	32	34.0%
A 2	0	1	0	1	1.1%
B 1	3	16	9	28	29.8%
B 2	4	26	3	33	35.1%
合計	11	63	20	94	—

資料：総合福祉相談所統計（令和5年3月末日現在）

（５）精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年以降増加しており、令和5年では94人となっています。

等級別では、2級が最も多く、令和5年では66人で70.2%を占めています。

自立支援医療（精神通院）受給者数は、令和3年を除いて増加傾向にあります。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	7	7	5	7	8	8
2級	57	53	51	53	59	66
3級	20	22	20	25	24	20
合計	84	82	76	85	91	94

資料：総合福祉相談所統計（各年3月末日現在）

判定別年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

(人)

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計	割合
1級	0	4	4	8	8.5%
2級	1	51	14	66	70.2%
3級	0	14	6	20	21.3%
合計	1	69	24	94	—

資料：総合福祉相談所統計（令和5年3月末日現在）

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

(人)

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療	124	118	121	60	130	141

資料：総合福祉相談所統計（各年3月末日現在）

※令和3年（令和2年度末）の所持者数については、新型コロナウイルス感染症対応を受け、更新手続を行わなかった者の数を含めないため、参考値。

2 各種サービスの対象者数

(1) サービスの支給決定者数の推移

障がい福祉サービスの支給決定者数は減少傾向にあり、令和5年では97人となっています。

また、児童福祉法による支給決定者数は増加傾向にあり、令和5年では40人となっています。

障がい福祉サービス支給決定者数の推移 (人)

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障がい	40	36	35	33	31	29
知的障がい	49	48	48	46	46	46
精神障がい	23	24	27	26	21	21
難病	0	0	0	0	0	0
支援の必要な児童	3	2	1	2	2	1
合計	115	110	111	107	100	97

資料：健康福祉課（各年3月末現在）

障害児通所支援支給決定者数の推移 (人)

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障害児通所支援 支給決定者数	16	18	32	36	39	40

資料：子ども・子育てサポートセンター（各年3月末現在）

(2) 特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数の推移

特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数は、増減を繰り返しながら概ね横ばいで推移しています。

特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数の推移 (人)

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病	75	76	85	86	81	81
小児慢性特定疾病	10	9	12	14	7	7

資料：二州健康福祉センター統計（各年3月末現在）

(3) 障がい児保育対象者数の推移

町内保育園に入園している障がい児数は、令和2年で3人、令和3年以降で4人、令和5年で3人となっています。

障がい児保育対象者数の推移

(人)

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
町内保育園入所 障がい児数	0	0	3	4	4	3

資料：こども未来課（各年3月末現在）

(4) 特別支援学級の学級数と児童・生徒数等の推移

特別支援学級に在籍している児童・生徒数は、小学校では令和5年で12人と減少傾向にありますが、中学校では増減を繰り返しながら概ね横ばいで推移しています。学級数及び教員数は小学校・中学校ともに横ばいで推移しています。

特別支援学級の学級数、児童・生徒数、教員数の推移

(人)

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学級数	5	4	4	4	4
	児童数	18	19	15	18	17
	教員数	5	4	4	4	4
中学校	学級数	2	2	2	2	2
	生徒数	6	9	13	11	11
	教員数	2	2	2	2	3

資料：教育総務課（各年3月末現在）

(5) 特別支援学校の在籍者数の推移

特別支援学校に在籍している児童・生徒数の合計は、令和5年で7人となっています。平成30年からの推移は、増減を繰り返しながら概ね横ばいとなっています。

特別支援学校の児童・生徒数の推移

(人)

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学部	2	2	1	-	-	1
中学部	1	2	4	4	3	2
高等部	4	7	5	5	3	4
合計	7	11	10	9	6	7

資料：教育総務課（各年3月末現在）

3 乳幼児健診の状況

乳幼児健診の受診率は、全ての健診で 90%以上を占めていますが、令和5年の受診率は、令和4年と比べて高くなっていますが、3歳児健診のみ受診率が下がっています。

乳幼児健診の対象者数、受診者数、受診率の推移

(人)

区分	令和3年			令和4年			令和5年		
	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)
4か月児健診	69	68	98.6	64	62	96.9	67	66	98.5
9～10か月児健診	75	71	94.7	55	50	90.9	67	62	92.5
1歳6か月児健診	65	65	100.0	70	67	95.7	54	54	100.0
3歳児健診	72	69	95.8	56	55	98.2	57	54	94.7
計	281	273	—	245	234	—	245	236	—

資料：子ども・子育てサポートセンター（各年3月実績）



1 アンケート調査の概要

(1) 調査の実施概要

●調査対象者

区分	対象者要件
障がい者	● 美浜町内に居住し、18 歳以上で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）のいずれかを所有する方
障がい児	● 美浜町内に居住し、18 歳未満で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、児童通所サービス受給者証のいずれかを所有する方

●実施時期

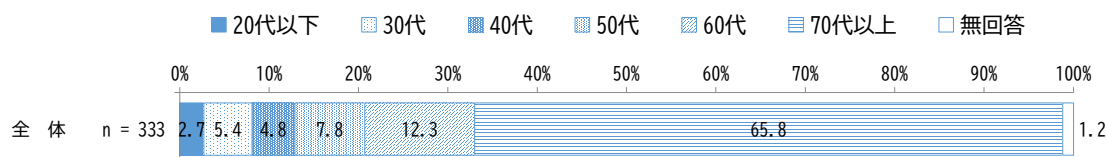
令和5年8月

●回収結果

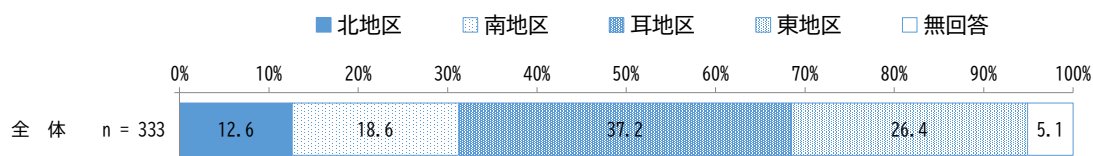
区分	配布数	回収数	回収率
障がい者	687	333	48.5%
障がい児	44	24	54.5%

(2) 調査対象者の属性

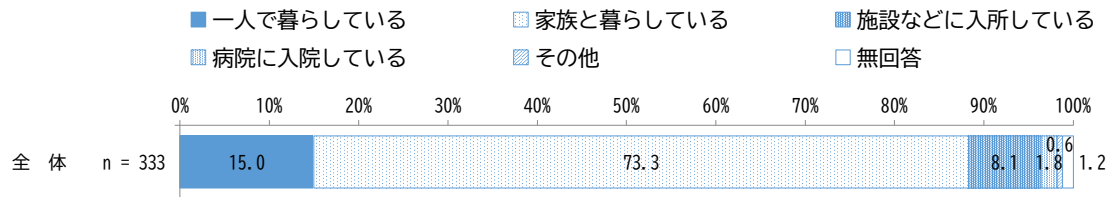
- 70 歳以上の回答者が 65.8%、60 歳代が 12.3%、回答された対象者（本人以外の回答も含む）の平均年齢は約 71 歳です。



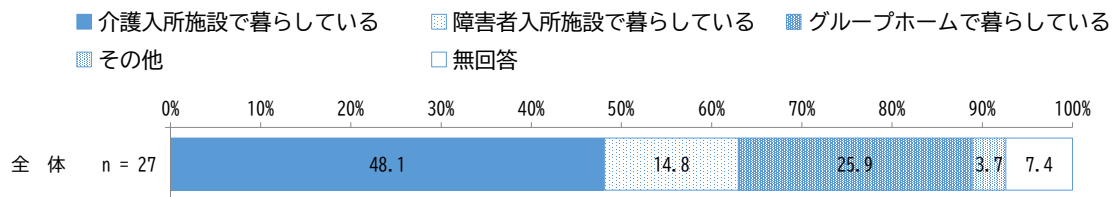
- 居住地区の構成は、耳地区が 37.2%、東地区が 26.4%です。



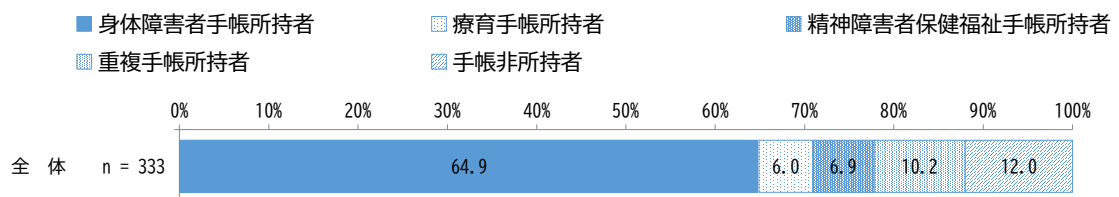
- 家族と同居している人が 73.3%、一人で暮らしている人が 15.0%です。



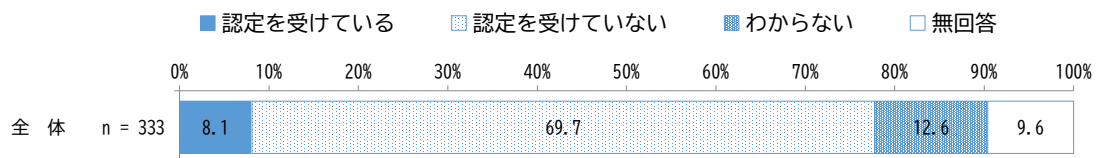
- 介護入所施設で暮らしている人が 48.1%、グループホームで暮らしている人が 25.9%です。



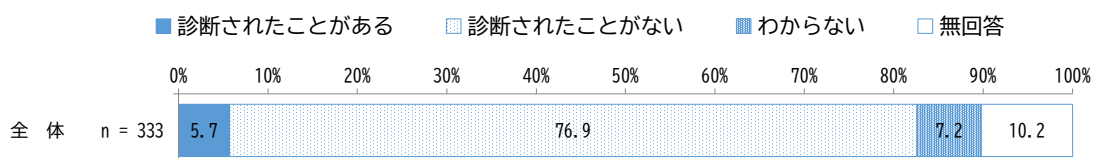
- 回答された対象者（本人以外の回答も含む）のうち、身体障害者手帳所持者は 64.9%、重複して所持している人が 10.2%、手帳非所持者が 12.0%です。



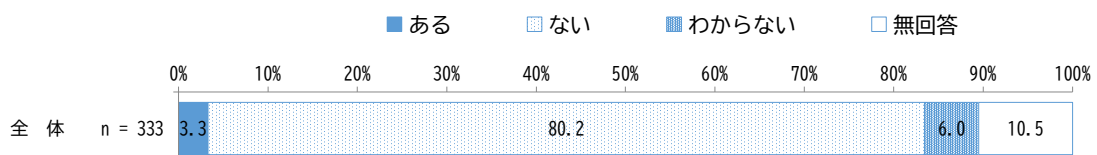
- 指定難病の認定を受けている人は 8.1%です。



- 発達障がいと診断されたことがある人は 5.7%です。

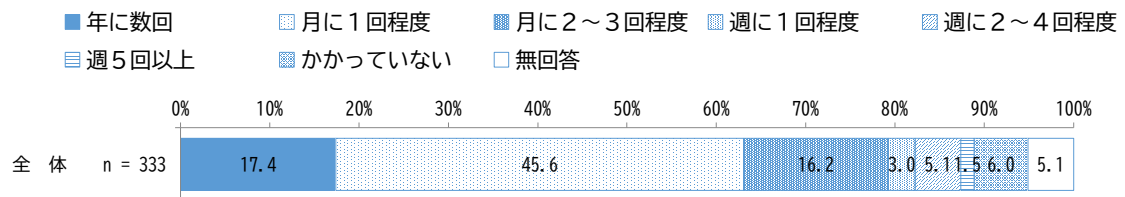


- 強度行動障がいがあるとされたことがある人は 3.3%です。

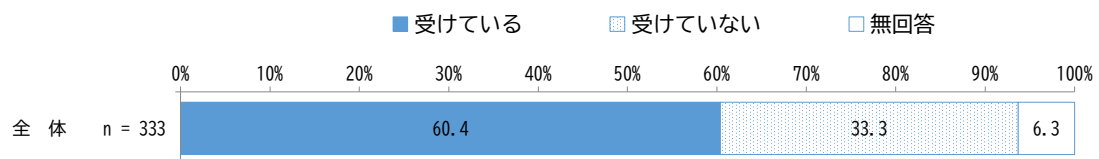


(3) 医療機関の受診状況

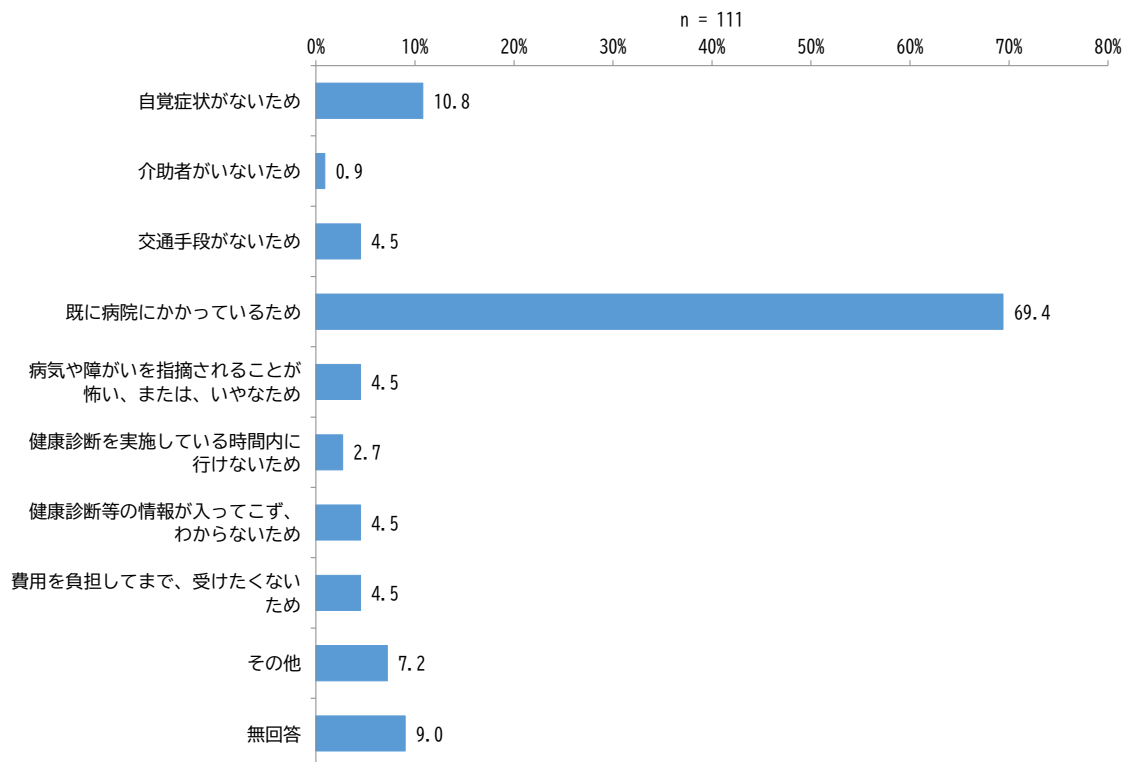
- 医療機関にかかる頻度は「月に1回程度」が45.6%です。



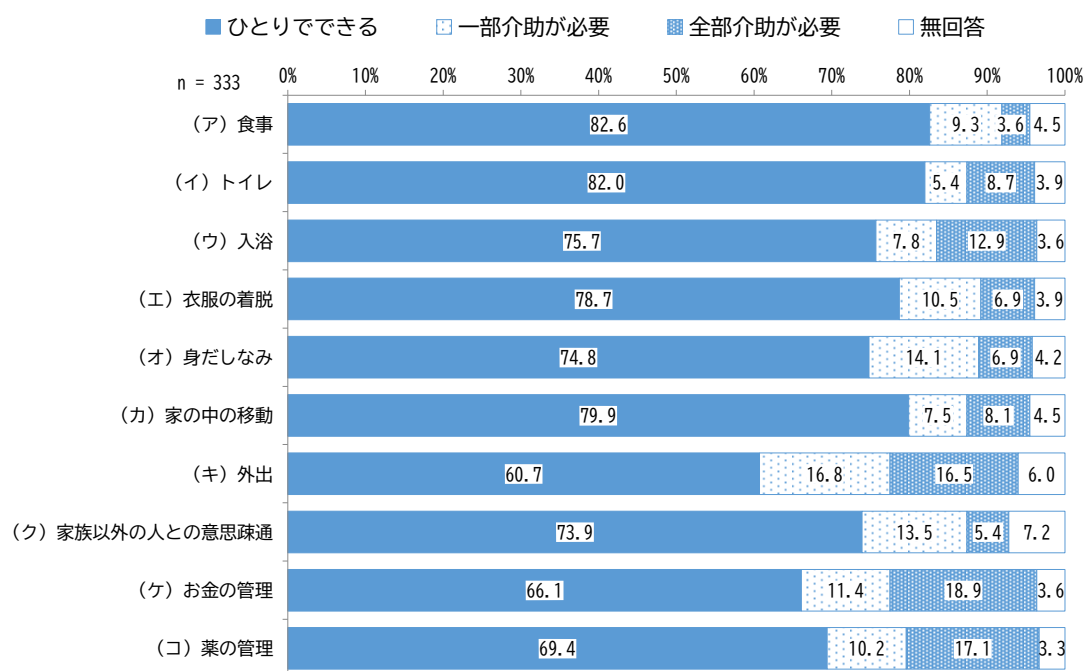
- 健診を受けている人は60.4%、受けていない人は33.3%です。



- 健診を受けていない理由は「既に病院にかかっているため」が69.4%、「自覚症状がないため」が10.8%です。

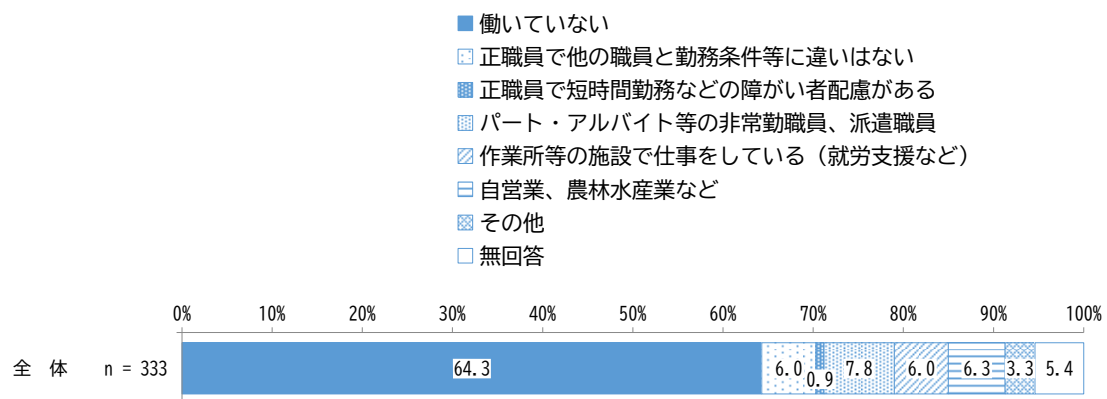


- 日常生活動作等の自立度については、食事やトイレに比べ、外出に介助を要する人が 33.3%、お金の管理への介助を要する人が 30.3%と高くなっています。



(4) 就労の状況

- 「働いていない」人が 64.3%と多くなっています。30 歳代以下では、「作業所等の施設で仕事をしている」人が 33.3%、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」人、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」人がそれぞれ 18.5%です。40・50 歳代では、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」人が 21.4%、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が 19.0%です。



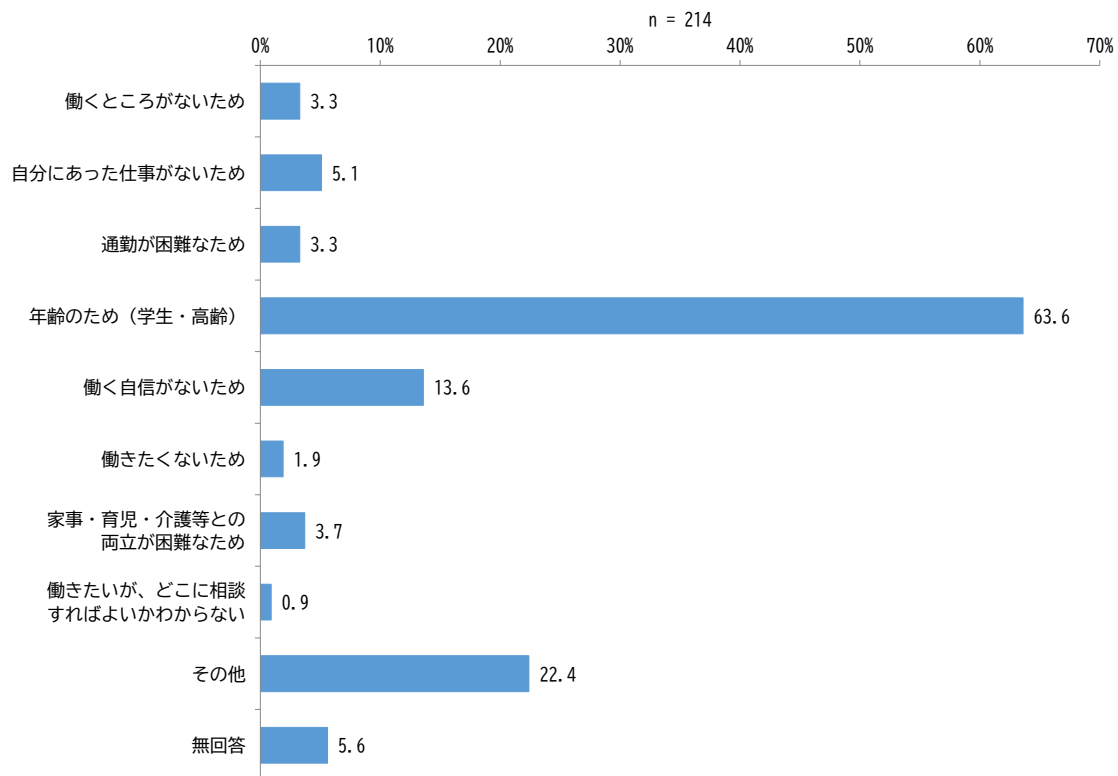
問17 勤務形態

	件数	働いていない	正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある	パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	作業所等の施設で仕事をしている（就労支援など）	自営業、農林水産業など	その他	無回答
全 体	333	214	20	3	26	20	21	11	18
	100.0	64.3	6.0	0.9	7.8	6.0	6.3	3.3	5.4

問2 年齢（3区分）

年齢区分	件数	働いていない	正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある	パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	作業所等の施設で仕事をしている（就労支援など）	自営業、農林水産業など	その他	無回答
30代以下	27	6	5	2	5	9	-	-	-
	100.0	22.2	18.5	7.4	18.5	33.3	-	-	-
40・50代	42	14	9	-	8	6	3	1	1
	100.0	33.3	21.4	-	19.0	14.3	7.1	2.4	2.4
60代以上	260	194	6	1	13	5	18	8	15
	100.0	74.6	2.3	0.4	5.0	1.9	6.9	3.1	5.8

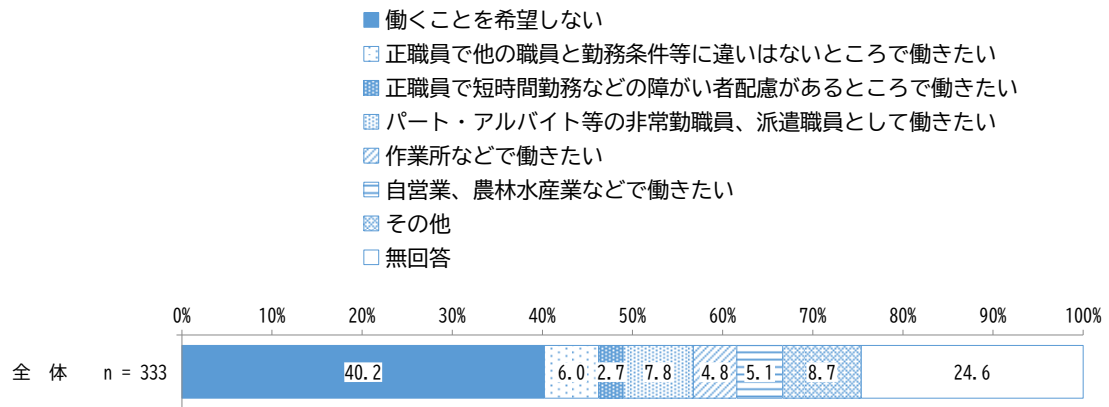
- 働いていない理由は、「年齢のため」が 63.6%となっています。



問17-1 働いていない理由

	件数	働くところがないため	自分にあった仕事がないため	通勤が困難なため	年齢のため（学生・高齢）	働く自信がないため	働きたくないため	家事・育児・介護等との両立が困難なため	働きたいが、どこに相談すればよいかわからない	その他	無回答
全 体	214 100.0	7 3.3	11 5.1	7 3.3	136 63.6	29 13.6	4 1.9	8 3.7	2 0.9	48 22.4	12 5.6
問2 年齢（3区分）											
30代以下	6 100.0	-	1 16.7	-	1 16.7	3 50.0	1 16.7	-	1 16.7	3 50.0	-
40・50代	14 100.0	-	2 14.3	1 7.1	-	4 28.6	1 7.1	1 7.1	-	5 35.7	2 14.3
60代以上	194 100.0	7 3.6	8 4.1	6 3.1	135 69.6	22 11.3	2 1.0	7 3.6	1 0.5	40 20.6	10 5.2

- 今後の就労については、希望しない人が 40.2%を占めています。30 歳代以下では 37.0%、40・50 歳代では 28.5%の人が正社員として働きたいと考えています。

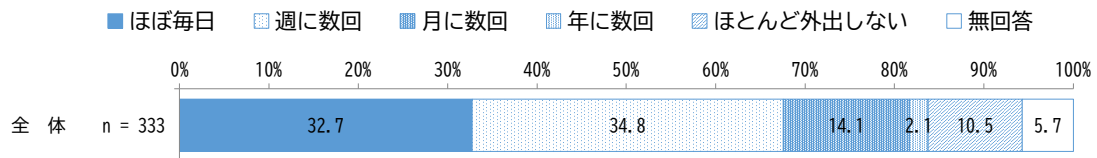


問18 今後希望する勤務形態

	件数	働くことを希望しない	正職員で他の職員と勤務条件等に違いはないところで働きたい	正職員で短時間勤務などの障がい者配慮があるところで働きたい	パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員として働きたい	作業所などで働きたい	自営業、農林水産業などで働きたい	その他	無回答
全 体	333 100.0	134 40.2	20 6.0	9 2.7	26 7.8	16 4.8	17 5.1	29 8.7	82 24.6
問2 年齢（3区分）									
30代以下	27 100.0	1 3.7	5 18.5	5 18.5	2 7.4	9 33.3	- -	3 11.1	2 7.4
40・50代	42 100.0	4 9.5	9 21.4	3 7.1	9 21.4	4 9.5	3 7.1	3 7.1	7 16.7
60代以上	260 100.0	129 49.6	6 2.3	1 0.4	15 5.8	3 1.2	14 5.4	22 8.5	70 26.9

(5) 外出の頻度

- 外出の頻度は、「週に数回」が 34.8%、「ほぼ毎日」が 32.7%です。30 歳代以下及び 40・50 歳代では「ほぼ毎日」が多く、60 歳以上では「週に数回」が多くなっています。



問19 外出の頻度

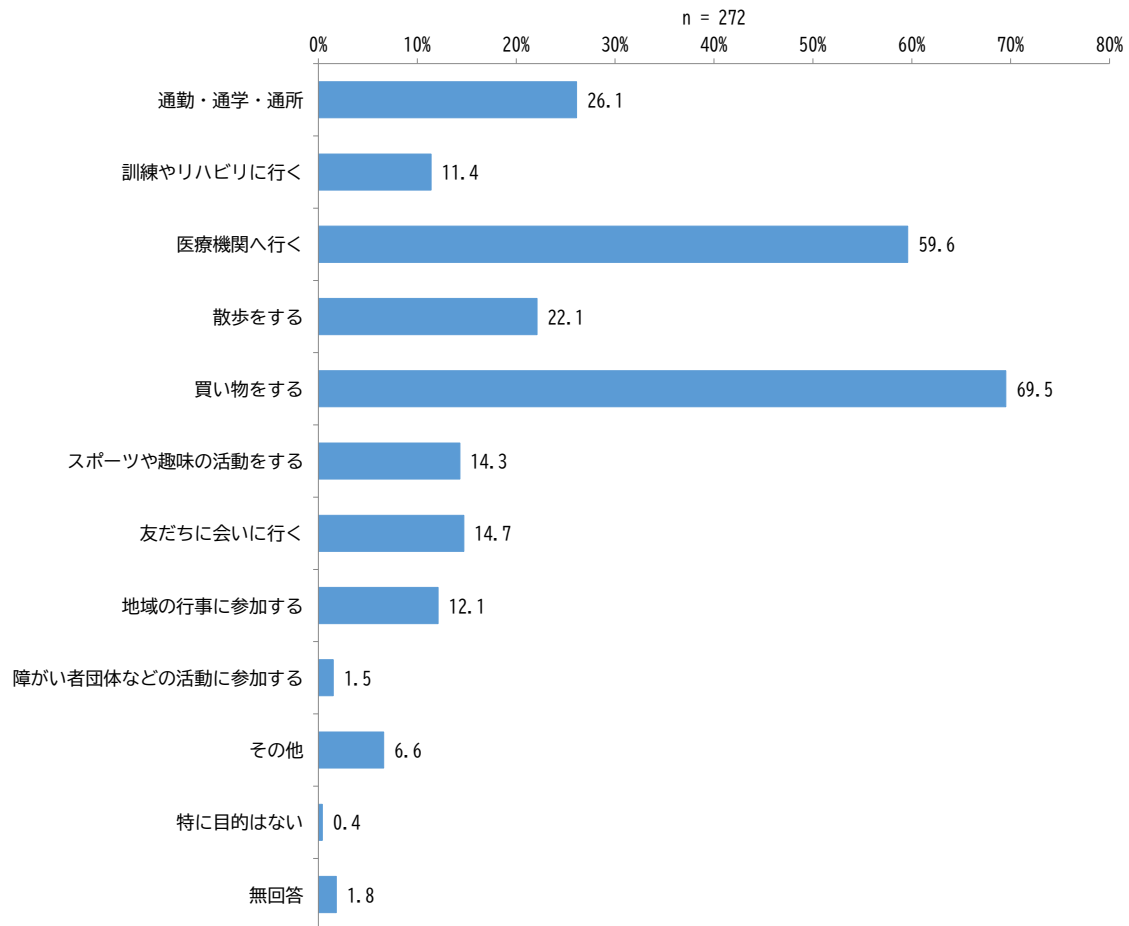
	件数	ほぼ毎日	週に数回	月に数回	年に数回	ほとんど外出しない	無回答
全 体	333	109	116	47	7	35	19
	100.0	32.7	34.8	14.1	2.1	10.5	5.7

問2 年齢（3区分）

30代以下	27	19	4	2	-	-	2
	100.0	70.4	14.8	7.4	-	-	7.4
40・50代	42	23	12	7	-	-	-
	100.0	54.8	28.6	16.7	-	-	-
60代以上	260	67	99	36	7	35	16
	100.0	25.8	38.1	13.8	2.7	13.5	6.2



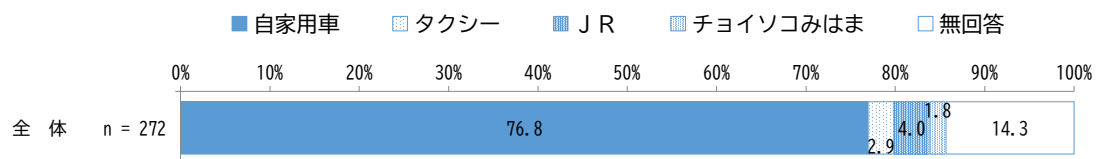
- 外出の主な目的は、「買い物をする」が 69.5%、「医療機関へ行く」が 59.6% となっています。60 歳以上では、「買い物をする」が 67.8%、「医療機関へ行く」が 62.9%となっています。



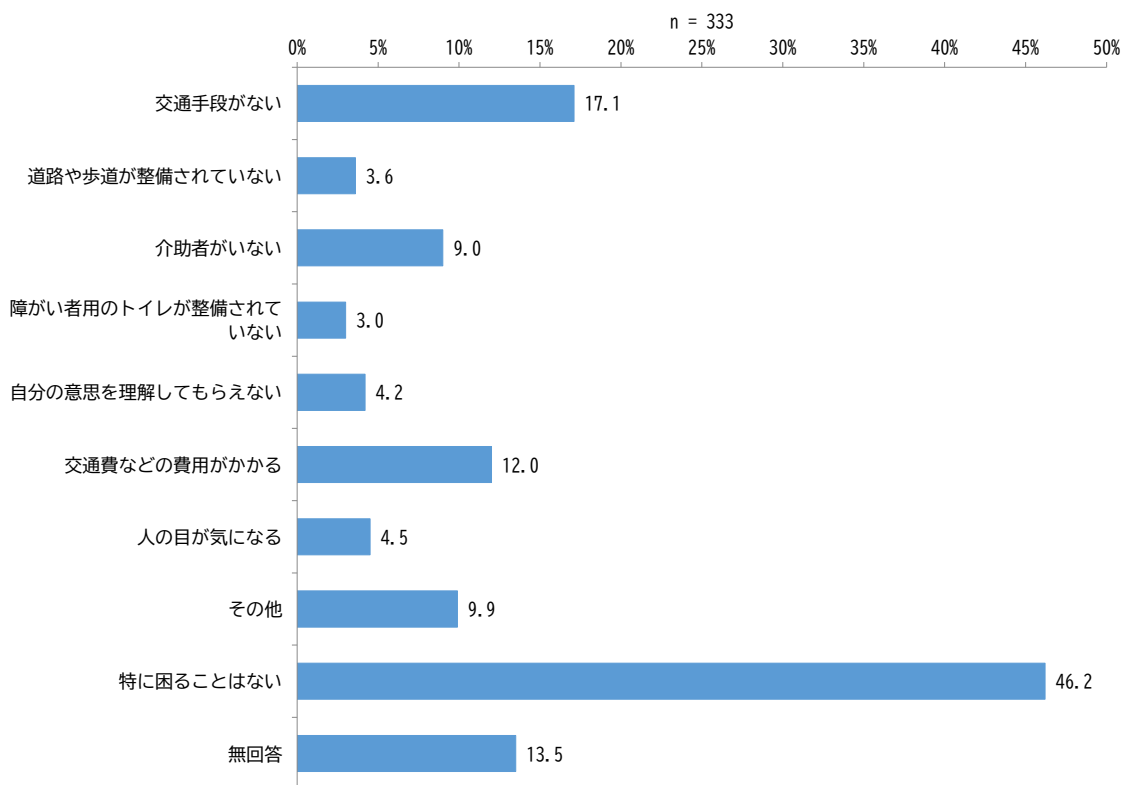
問19-1 外出の主な目的

	件数	通勤・通学・通所	訓練やリハビリに行く	医療機関へ行く	散歩をする	買い物をする	をスポーツや趣味の活動	友だちに会いに行く	地域の行事に参加する	動障がい者団体などの活動	その他	特に目的はない	無回答
全 体	272	71	31	162	60	189	39	40	33	4	18	1	5
	100.0	26.1	11.4	59.6	22.1	69.5	14.3	14.7	12.1	1.5	6.6	0.4	1.8
問2 年齢（3区分）													
30代以下	25	19	-	10	5	18	5	3	5	2	2	-	-
	100.0	76.0	-	40.0	20.0	72.0	20.0	12.0	20.0	8.0	8.0	-	-
40・50代	42	21	3	23	6	32	7	8	3	-	-	-	1
	100.0	50.0	7.1	54.8	14.3	76.2	16.7	19.0	7.1	-	-	-	2.4
60代以上	202	31	28	127	49	137	27	29	25	2	15	1	4
	100.0	15.3	13.9	62.9	24.3	67.8	13.4	14.4	12.4	1.0	7.4	0.5	2.0

- 外出時の主な移動手段は「自家用車」で、全体の 76.8%を占めています。「タクシー」「ＪＲ」「チョイソコみはま」の利用は、あわせて 8.7%です。



- 外出したいと思う時に「特に困ることはない」との回答が 46.2%と多く見られました。「交通費などの費用がかかる」との意見は、30 歳代以下では 18.5%、40・50 歳代では 23.8%となっています。一方、60 歳代以上では「交通手段がない」が 17.3%となっています。

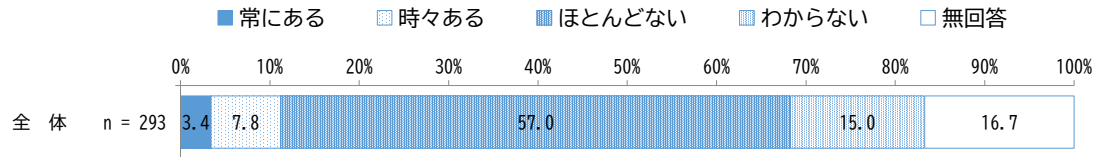


問20 外出したいと思うときに困ること

	件数	交通手段がない	道路や歩道が整備されていない	介助者がいない	障がい者用のトイレがない	自分の意思を理解してもらえない	交通費などの費用がかかる	人の目が気になる	その他	特に困ることはない	無回答
全 体	333	57	12	30	10	14	40	15	33	154	45
	100.0	17.1	3.6	9.0	3.0	4.2	12.0	4.5	9.9	46.2	13.5
問2 年齢（3区分）											
30代以下	27	5	3	4	2	4	5	3	3	10	3
	100.0	18.5	11.1	14.8	7.4	14.8	18.5	11.1	11.1	37.0	11.1
40・50代	42	7	3	1	1	2	10	4	2	23	2
	100.0	16.7	7.1	2.4	2.4	4.8	23.8	9.5	4.8	54.8	4.8
60代以上	260	45	6	25	7	8	24	8	28	120	38
	100.0	17.3	2.3	9.6	2.7	3.1	9.2	3.1	10.8	46.2	14.6

(6) 障がい者に対する意識

- 地域で障がいを理由とする差別を受けたと感じたことがある人は 11.2%、ほとんどない人は 57.0%です。30 歳代以下では、差別を受けたと感じたことがある人は 45.5%を占めています。



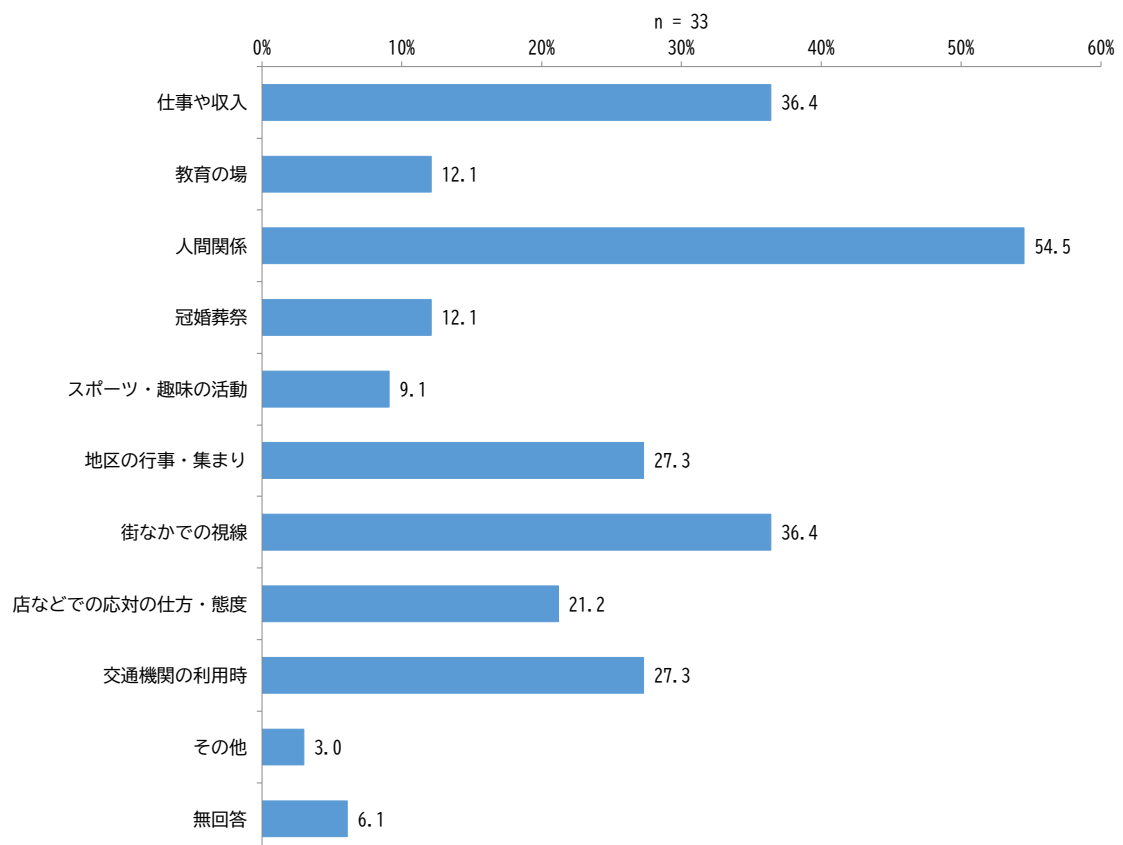
問23 地域で障がいを理由とする差別を受けたと感じることの有無

	件数	常にある	時々ある	ほとんどない	わからない	無回答
全 体	293	10	23	167	44	49
	100.0	3.4	7.8	57.0	15.0	16.7

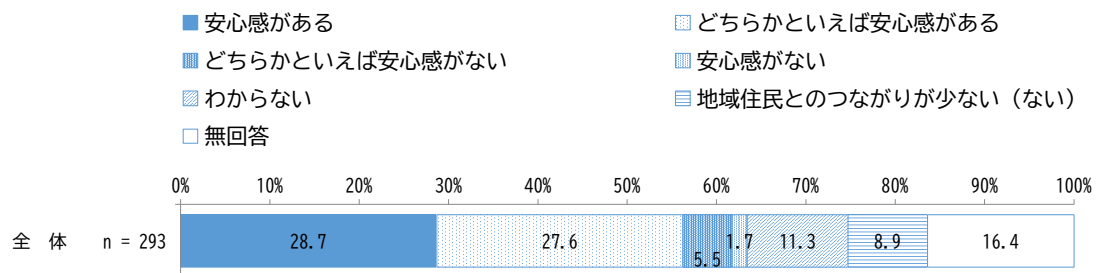
問2 年齢（3区分）

年齢区分	件数	常にある	時々ある	ほとんどない	わからない	無回答
30代以下	22	4	6	7	4	1
	100.0	18.2	27.3	31.8	18.2	4.5
40・50代	35	1	4	16	7	7
	100.0	2.9	11.4	45.7	20.0	20.0
60代以上	234	5	13	144	33	39
	100.0	2.1	5.6	61.5	14.1	16.7

- 地域で障がいを理由とする差別を受けたと感じる場面や事柄は、「人間関係」が 54.5%、「仕事や収入」「街なかでの視線」がともに 36.4%です。

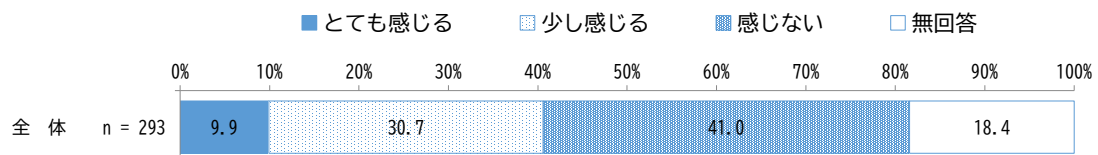


- 近隣住民との関係では、安心感があると答えた人が 56.3%を占めています。



(7) 防犯・防災

- 障がい者を狙った犯罪への不安を感じる人は 40.6%です。30 歳代以下では、不安を感じる人が 59.1%を占めています。



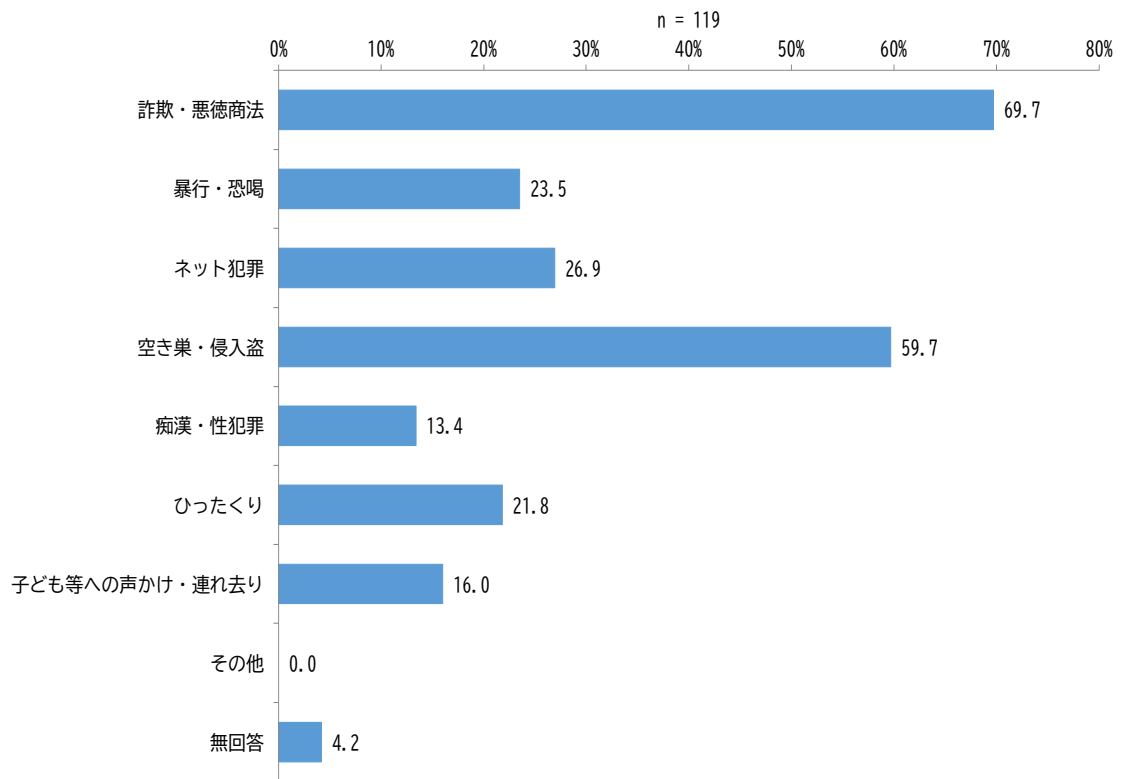
問27 障がい者を狙った犯罪への不安の有無

	件数	とても感じる	少し感じる	感じない	無回答
全 体	293	29	90	120	54
	100.0	9.9	30.7	41.0	18.4

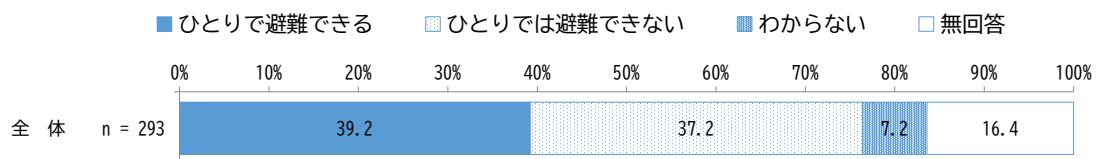
問 2 年齢（3 区分）

30代以下	22	4	9	8	1
	100.0	18.2	40.9	36.4	4.5
40・50代	35	6	10	14	5
	100.0	17.1	28.6	40.0	14.3
60代以上	234	19	70	98	47
	100.0	8.1	29.9	41.9	20.1

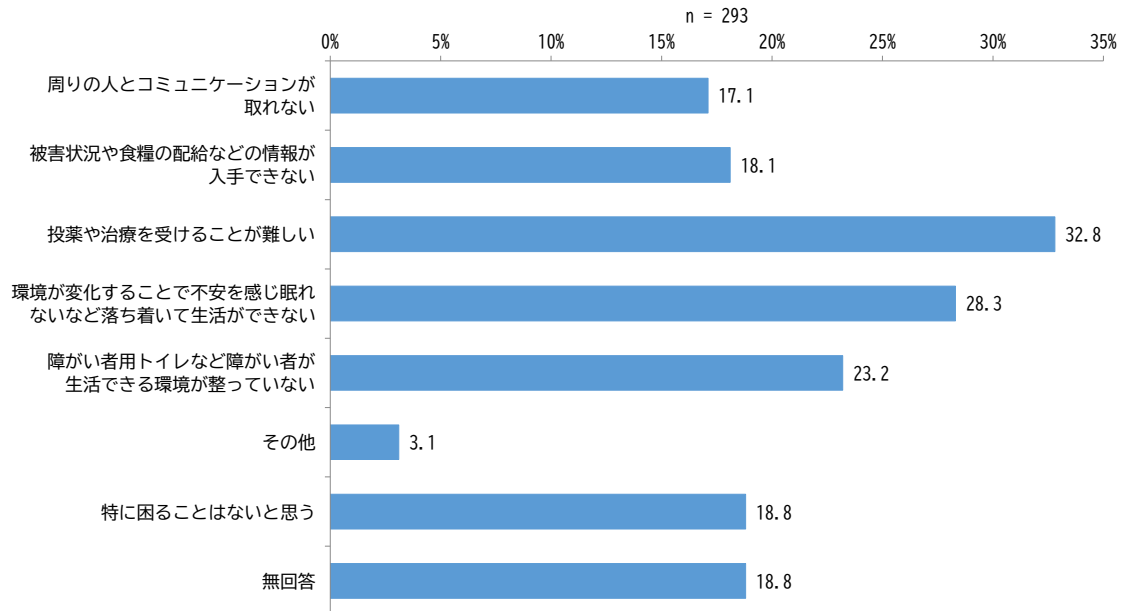
- 不安を感じる犯罪の内容としては、「詐欺・悪徳商法」が 69.7%、「空き巣・侵入盗」が 59.7%となっています。



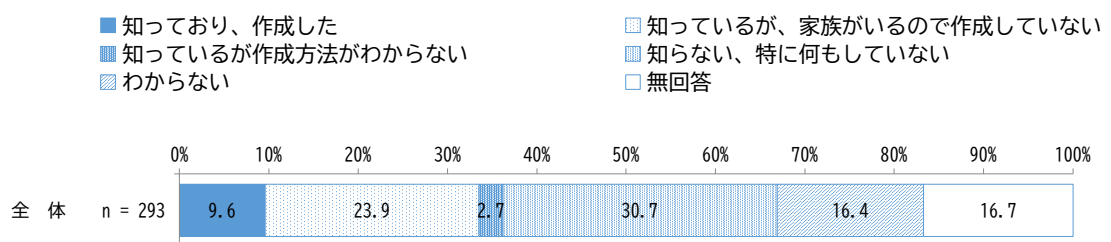
- 災害発生時に1人で避難できる人は 39.2%、できない人が 37.2%となっています。



- 避難所で困ると思うことは、「投薬や治療を受けることが難しい」が 32.8%、「環境が変化することで不安を感じ、眠れないなど落ち着いて生活ができない」が 28.3%となっています。

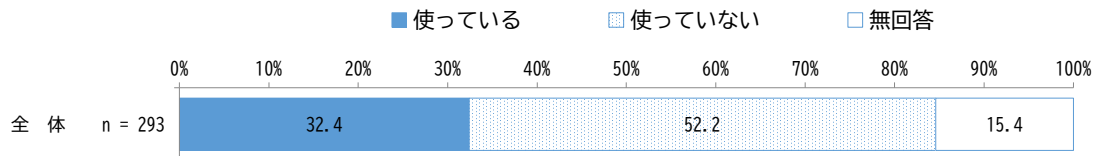


- 避難行動要支援者登録制度を知っている人は 36.2%、知らない人は 30.7%です。



(8) 情報通信機器の利用について

- パソコンやその他の情報通信機器を利用している人は 32.4%、利用していない人は 52.2%です。利用している人は、30 歳代以下では 77.3%、40・50 歳代では 57.1%、60 歳以上では 24.8%です。



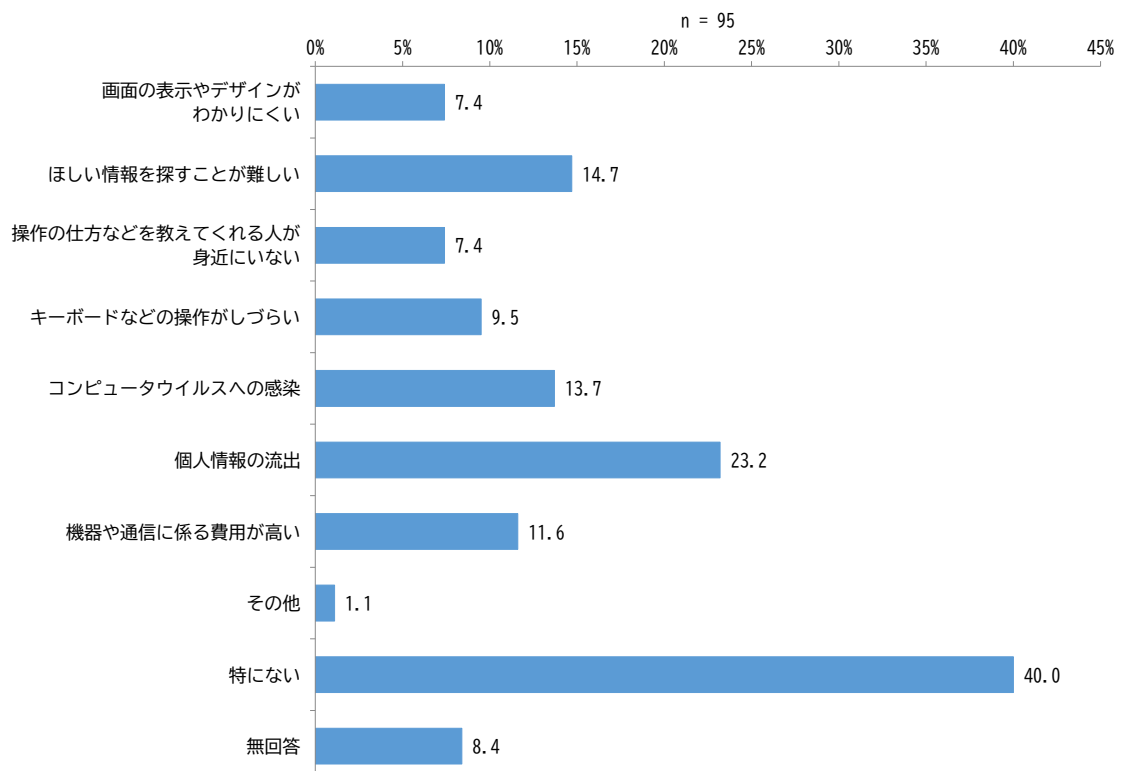
問33 パソコンやその他の通信機器の使用状況

	件数	使っている	使っていない	無回答
全 体	293 100.0	95 32.4	153 52.2	45 15.4

問 2 年齢（3 区分）

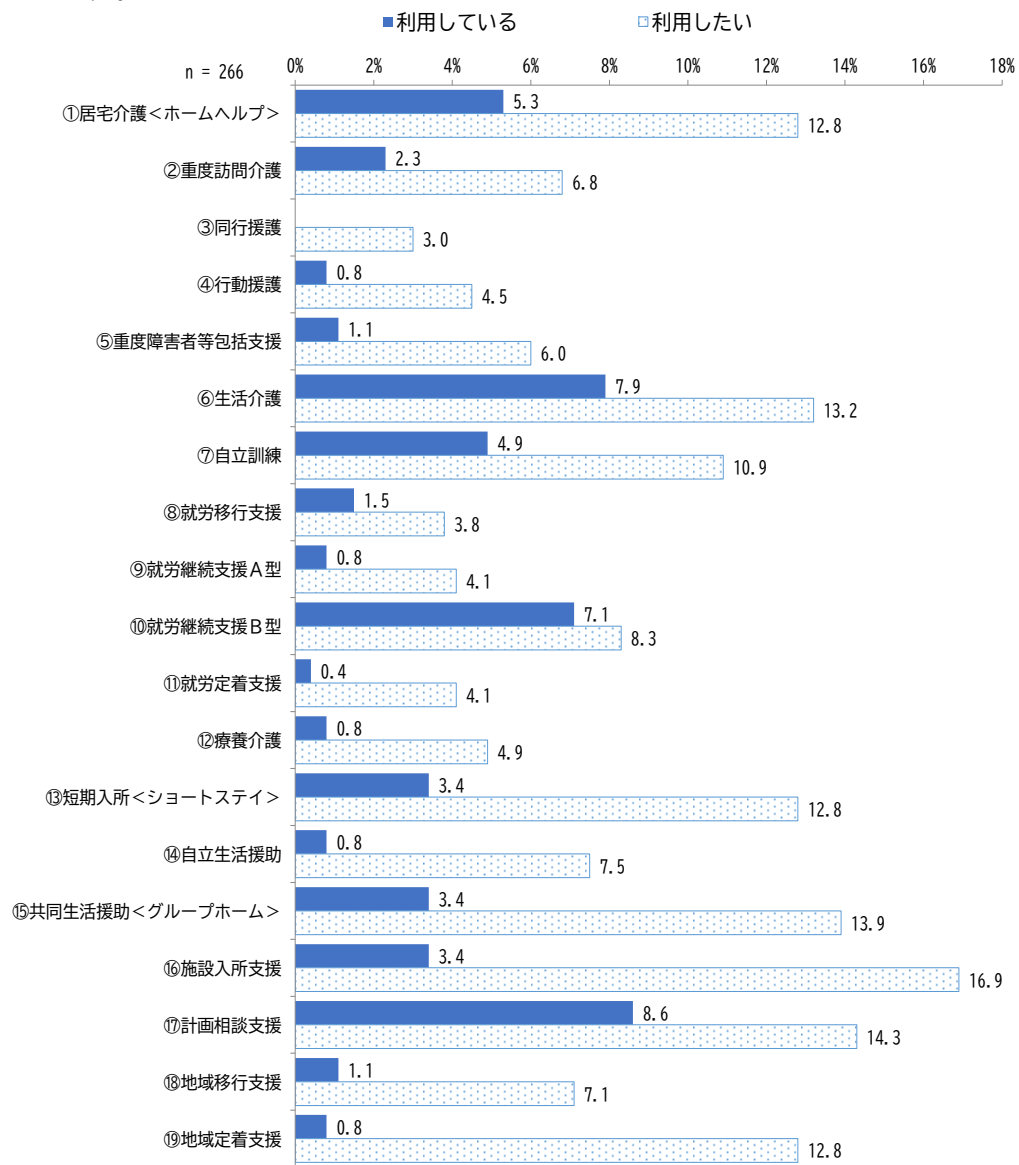
年齢区分	件数	使っている (%)	使っていない (%)	無回答 (%)
30代以下	22 100.0	17 77.3	4 18.2	1 4.5
40・50代	35 100.0	20 57.1	11 31.4	4 11.4
60代以上	234 100.0	58 24.8	137 58.5	39 16.7

- 情報通信機器を利用する時に困ることは、「特にない」が 40.0%、「個人情報の流出」が 23.2%、「ほしい情報を探すことが難しい」が 14.7%となっています。

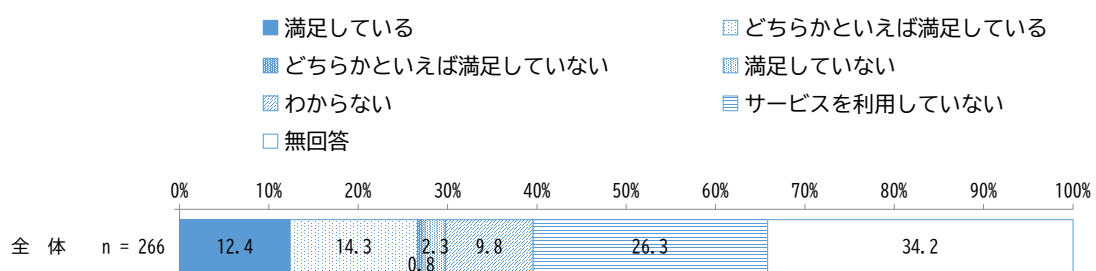


(9) 福祉サービスの利用について

- 現在の各種サービスのうち、利用率の上位は、「計画相談支援」(8.6%)、「生活介護」(7.9%)、「就労継続支援B型」(7.1%) などです。
- 各種サービスの今後の利用希望の上位は、「施設入所支援」(16.9%)、「計画相談支援」(14.3%)、「共同生活援助<グループホーム>」(13.9%) などです。

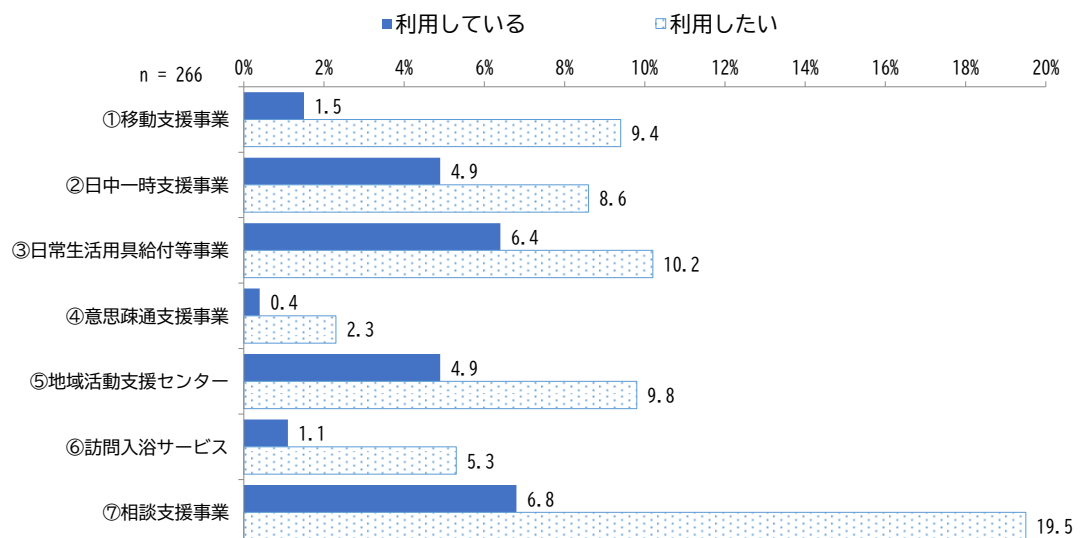


- 現在受けている障がい福祉サービスに満足している人は 26.7%です。また、サービスを利用していないと答えた人は 26.3%です。

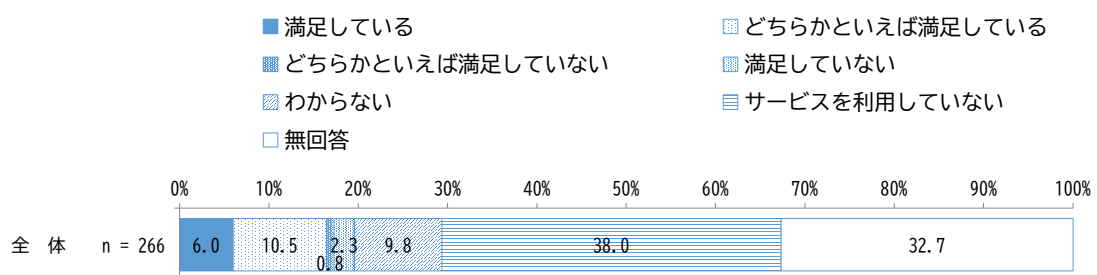


(10) 地域生活支援事業の利用について

- 現在の地域生活支援事業のうち、利用率の上位は、「相談支援事業」(6.8%)、「日常生活用具給付等事業」(6.4%)、「日中一時支援事業」(4.9%)、「地域活動支援センター」(4.9%) などです。
- 地域生活支援事業の今後の利用希望の上位は、「相談支援事業」(19.5%)、「日常生活用具給付等事業」(10.2%)、「地域活動支援センター」(9.8%) などです。

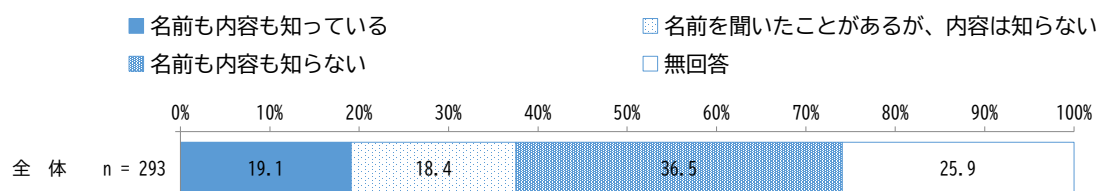


- 現在利用している地域生活支援事業に満足している人は 16.5%です。また、サービスを利用していないと答えた人は 38.0%です。

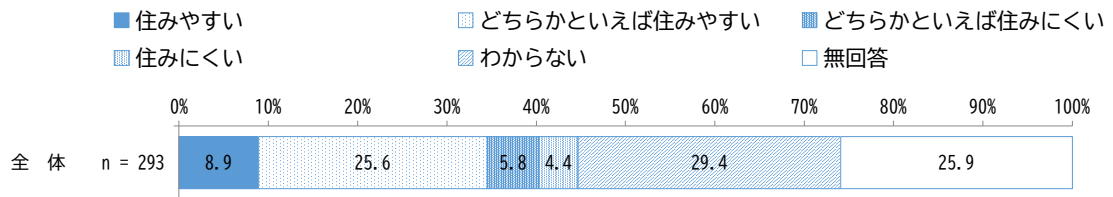


(11) その他

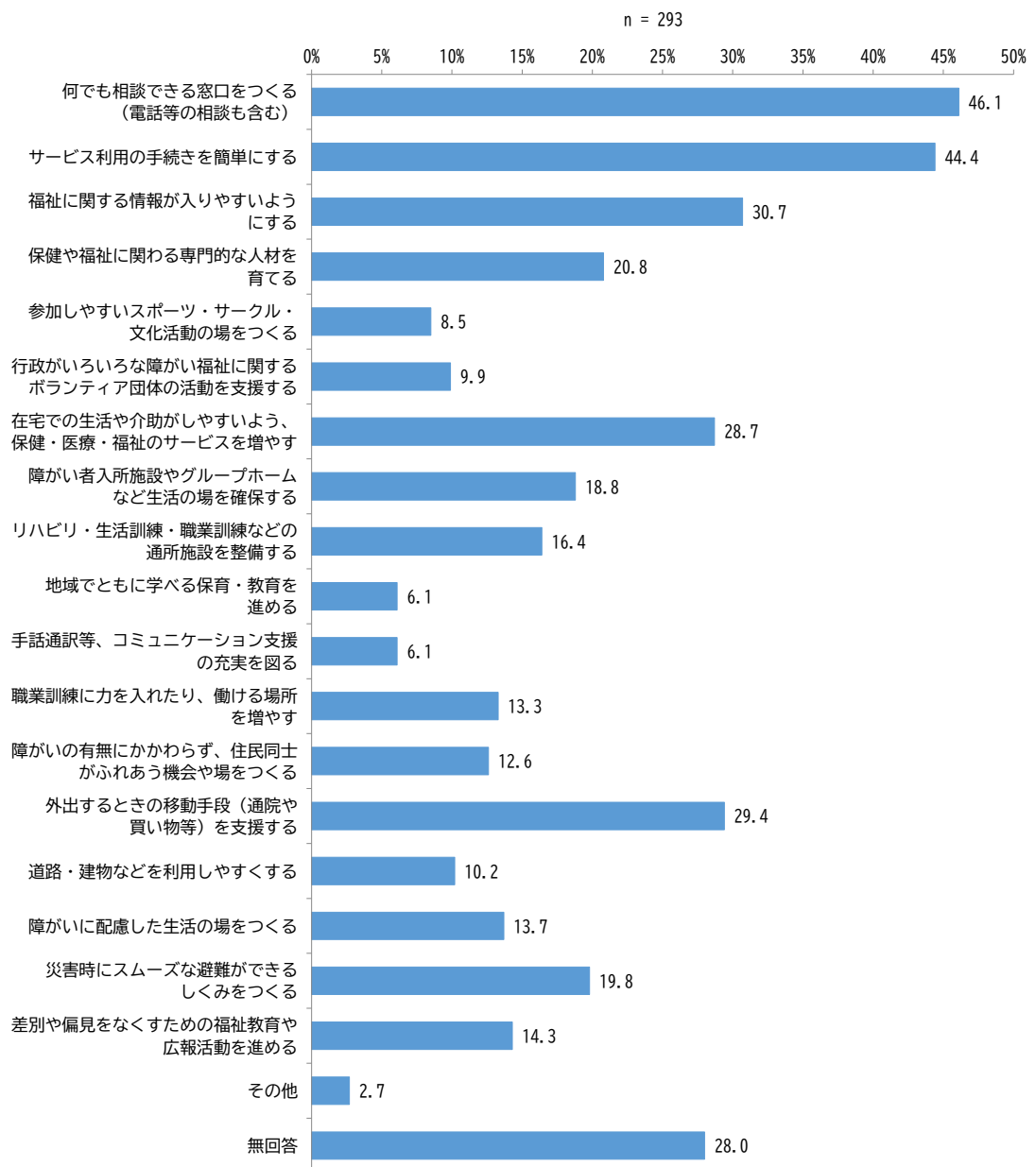
- 成年後見制度の名前も内容も知っている人は 19.1%です。



- 美浜町は障がい者にとって住みやすいまちだと思う人は 34.5%です。

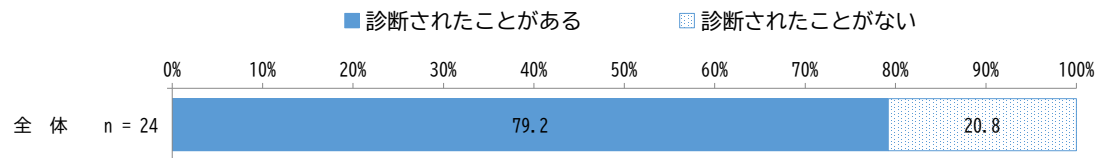


- 障がい者にとって住みやすいまちをつくるために必要なことは、「何でも相談できる窓口をつくる」(46.1%)、「サービス利用の手続きを簡単にする」(44.4%)、「福祉に関する情報が入りやすいようにする」(30.7%) などが上位を占めています。

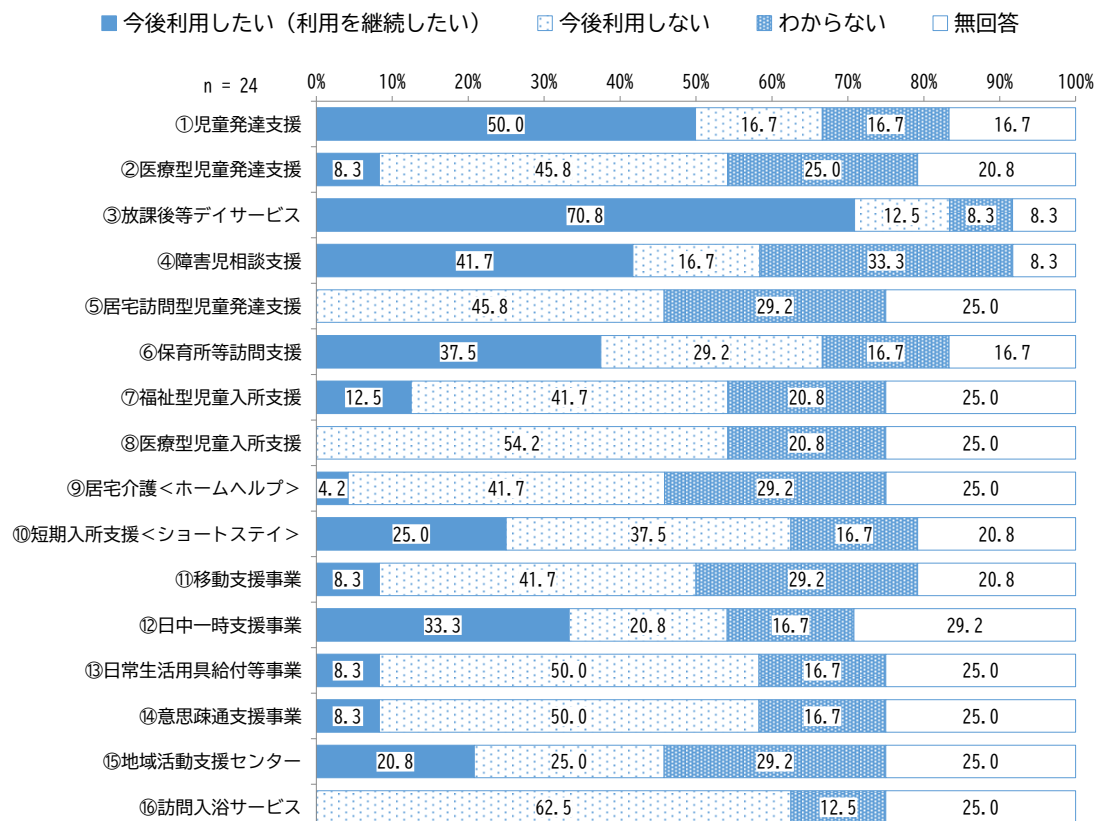


(12) 障がい児の現状

- 発達障がいと診断されたことがある児童が 79.2%を占めています。



- 今後利用したい（利用を継続したい）サービスは、放課後等デイサービスが 70.8%、児童発達支援が 50.0%、障害児相談支援が 41.7%、保育所等訪問支援が 37.5%となっています。



(13) 調査結果に見る美浜町の課題

①障がい者の就労への支援の充実

- 50 歳代以下の障がい者の就労の多くは、パート・アルバイトや作業所などの福祉的就労が多く見られます。しかし、正社員としての就労を希望する人もあり、今後は経済的な自立を可能とする障がい者の就労支援を充実することが必要です。
- 一方、現在仕事をしていない人の中には、「働く自信がないため」という理由から就労していない人が見られます。こうした方は 50 歳代以下の世代においても見られます。職業に関するスキル向上への支援などを通じて、働くことへの支援を充実することも検討が必要です。

②障がい者の外出支援の充実

- 買い物や医療機関への通院に週数回以上外出している人が 7 割弱みられますが、外出手段の多くが自家用車となっています。車が使えなくなった後や車が使えない人の外出手段が乏しい状態であり、他の交通手段の充実が必要です。

③障がい者に対する意識の啓発

- 地域で、障がいを理由とする差別を受けたと感じたことがある人は、全体では 11.2% ですが、30 歳代以下の世代では差別を感じている人が平均よりも多く見られます。差別を感じた内容は人間関係、仕事や収入、街なかでの視線などとなっており、障がい者に対する意識の啓発が必要です。

④障がい者に対する福祉サービスの充実

- 今後利用したい福祉サービスの上位は、施設入所支援、計画相談支援、共同生活援助（グループホーム）などです。これらのサービスは、現在の利用率との差も大きく、ニーズが高いサービスと考えられます。特に、施設やグループホームなどの生活の場へのニーズが高く、介護者が高齢になっても住み慣れた地域において生活を継続できるよう、共同生活援助（グループホーム）の整備に向けた取り組みを行う必要があります。

⑤発達障がい児の早期療育と、切れ目のないサービス提供が必要

- 障がい児については、発達障がいと診断されたことがある児童が多いという現状にあります。発達障がいについては、早期に発見して適切な支援につなげる必要があります。
- 今後利用したい福祉サービスでは、放課後等デイサービス、児童発達支援が上位を占めています。就学前から就学後への切れ目のない支援体制の充実が必要です。

1 基本理念

障がいのある人もない人も、一人ひとりが尊重される ぬくもりのある・こころ美(うま)し美浜の実現

本町では、「障害者の権利に関する条約」の考え方を踏まえ、「障がいのある人もない人も、一人ひとりが尊重されるぬくもりのある・こころ美(うま)し美浜の実現」を基本理念として障がい者福祉施策を進めてきました。

条約では、障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重、社会への完全かつ効果的な参加及び包容などが求められているとともに、障がい者の人権が、障がいがない人と同じように保障されることを求める合理的配慮という考え方が示されています。教育、就労、社会参加などのあらゆる場面や分野において、障がい者が不利益を被ることのないように配慮することの必要性を示した考え方です。本町がこれまで掲げてきた基本理念は、まさにこうした考え方に合致したものであるといえます。

本計画においても、引き続き「障がいのある人もない人も、一人ひとりが尊重されるぬくもりのある・こころ美(うま)し美浜の実現」を基本理念とし、障がい者福祉施策を進めていきます。



2 基本目標

(1) とともに生きるまち

障がいのある人もない人も人権がともに尊重され、ともに生きる社会を実現するためには、病気や障がいへの正しい知識や理解を啓発し、障がい者の人権を尊重する意識を高める必要があります。わからないことによる差別や偏見をなくするためには、相互に理解することが必要です。

障がいに対する理解を深める啓発に加え、障がい者の意思疎通支援などにより、地域で支え合う意識と体制づくりを進めます。

(2) 適切な支援が受けられるまち

障がいの種類や内容によっては、早期に適切な支援を受けることで療育につながり、社会における自立度を高めることができます。そのため、早期療育を実現できるしくみや環境づくりを行うことが必要です。

また、障がい者が社会で生活する上で必要な支援を受けることは、障がい者の権利です。

障がい者の特性を踏まえた多様な支援を提供できる体制を確保します。

(3) 安心して生活できるまち

障がい者が地域で安心して生活していくためには、財産管理などの権利擁護や各種相談支援、適切な保健・医療サービスの提供などが必要です。

災害や犯罪等のリスクを踏まえた上で、障がい者が安心して生活できるまちをめざします。

(4) 自分らしく生きられるまち

障がいの有無にかかわらず、誰もが人権を尊重され、自分らしく生きられるということはとても大切な要素です。就労、社会参加など、様々な場面における意思決定において障がい者自身の意見が反映されるよう配慮することが必要です。

あらゆる場面や分野において障がい者が自分らしくいきいきと生きられるまちをめざします。

第4章 基本理念と施策の体系

3 施策の体系

前項の4つの基本目標を柱に、本計画の施策の体系を整理します。

基本目標	施策	具体的施策
1 ともに生きるまち	(1) 町民の理解の促進	①啓発活動
		②福祉教育の充実
	(2) 意思疎通支援の充実	①情報アクセシビリティの向上
		②情報提供の充実
	(3) 地域で支え合う意識と体制づくり	①地域で支え合う意識づくり
		②支え合いのための体制づくりとボランティアの育成
2 適切な支援が受けられるまち	(1) 早期発見・早期療育の推進	①早期発見・早期療育のための取組の充実
	(2) 教育・保育の充実	①障がい児保育の充実
		②ニーズや特性に応じた教育の充実
	(3) 障がい福祉サービス等の充実	①障がい福祉サービス等の充実
		②障がい児へのサービスの充実
		③障がい福祉を支える人材の育成・確保
		④サービスの質の向上
		⑤特性に応じた適切な支援の充実
	(4) 適切な保健・医療サービスの提供	①保健・医療サービスの確保
		②サービスを担う人材の確保
3 安心して生活できるまち	(1) 権利擁護	①権利擁護の推進と虐待の防止
		②障がいを理由とする差別の解消
	(2) 相談機能の充実	①相談支援体制の強化
	(3) 安全・安心の確保	①防災・防犯対策の推進
		②安全な交通の確保
		③障がい者が住みやすい住宅の確保
4 自分らしく生きられるまち	(1) 意思決定支援の充実	①障がいがある人等の声の反映と当事者参画の推進
	(2) 就労への支援	①障がい者雇用の促進
		②経済的自立の支援
	(3) 社会参加の促進	①芸術・文化・余暇活動の充実
		②生涯学習活動の充実
		③スポーツ活動の充実
		④移動手段の確保と参加機会の拡大

取り組み

- 啓発・広報の充実 ●手話言語条例の周知・啓発 ●意識啓発の推進 ●人権啓発の推進
- 学校教育における福祉教育の充実 ●人権教育の推進 ●地域における福祉教育の充実 ●町職員の福祉に対する意識の向上
- 様々な媒体の活用
- 障がいに応じた情報提供の充実
- 交流とふれあい活動の推進
- 地域見守り支え合いの体制づくり ●ボランティアの育成 ●ボランティア、NP0等の活動支援
- 母子健康手帳交付 ●乳児健康診査 ●幼児健康診査 ●訪問指導 ●早期療育の充実
- 保育環境の充実 ●保育体制の充実 ●関係機関との連携による一貫性の確保
- 教育環境の充実 ●就学指導・教育相談の充実
- 訪問系サービスの充実 ●日中活動系サービスの充実 ●日中一時支援事業の充実 ●更生訓練費の給付
- 施設入所支援 ●障がい者への日常生活用具の給付 ●補装具の給付
- 障害児通所支援の充実 ●障害児相談支援の充実
- 関係町職員の資質向上 ●有資格者の計画的な確保・配置
- サービスの質の向上への支援
- 発達障がい者支援体制の整備 ●早期療育の充実
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 ●医療的ケア児支援関係機関連絡会の開催
- 強度行動障がい者への支援の充実
- 自立支援医療（育成医療）の給付 ●自立支援医療（更生医療）の給付 ●自立支援医療（精神通院医療）の給付
- 障害者医療費助成制度
- 保健・医療サービス人材の確保
- 日常生活自立支援事業の推進 ●成年後見制度の周知 ●苦情解決体制の推進 ●要保護児童対策の推進
- 高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議の運営
- 障害者差別解消法の周知
- 一般相談事業の充実 ●身体障害者相談員、知的障害者相談員の配置と連携強化 ●基幹相談支援センターの運営
- 若狭町・美浜町地域障害児（者）自立支援協議会の機能充実 ●精神保健福祉活動の推進
- 救急医療情報キット「すまいるくん」の配布 ●家具転倒防止対策の推進 ●災害時の要援護者対策の推進
- 災害時ボランティアコーディネーターの確保 ●福祉避難所の環境整備 ●防火・防災に関する知識・技術の普及啓発
- 防犯知識の普及等
- 交通安全教室の充実 ●「心のバリアフリー」の普及
- 住宅改修・住宅改造の推進 ●生活福祉資金（住宅資金）の貸付 ●グループホーム等の確保
- 障がい者団体の育成 ●自主グループ等の活動支援
- 地域活動支援センター事業の実施・充実 ●障がい福祉サービスにおける就労継続支援事業
- 関係機関との連携による就労支援 ●障がい者雇用の促進 ●官公需の受注機会の拡大
- 障がい福祉サービスにおける就労移行支援 ●町から障がい者団体等への業務委託等
- 生活福祉資金の貸付 ●年金制度・各種手当制度等の周知
- 活動・発表の場の確保 ●余暇活動への支援
- 町民に対する生涯学習の推進 ●引きこもり、ニート等に対する居場所づくり
- スポーツ・レクリエーションの普及
- 移動支援事業の推進 ●自動車運転免許取得・改造費への助成 ●タクシー利用の助成
- 身体障害者補助犬法の普及・啓発 ●郵便等による不在者投票の周知 ●公共交通機関の運賃割引制度等の周知
- 公共施設の整備 ●道路のバリアフリー化の推進

4 町の重点取り組み

4つの基本目標を柱に整理した施策体系を踏まえ、町の重点取り組みを下記の通りとします。

基本目標1 ともに生きるまち

- *障がい者への理解を深めるため、人権教育や生涯学習の充実を図ります。
- *手話の理解及び普及に取り組むとともに、障がい特性に応じた多様な意思疎通支援を充実し、各種サービスや制度等の情報を誰もが手軽に入手できるよう情報提供の充実を図ります。

基本目標2 適切な支援が受けられるまち

- *個別性の高いニーズを持つ方への支援の充実を図るため、医療や福祉・教育等との相談支援の充実強化を図るとともに、コーディネート機能を向上し、切れ目ない支援を行います。

基本目標3 安心して生活できるまち

基本目標4 自分らしく生きられるまち

- *住み慣れた地域で生活続けるために、支援を必要とする人や家族等が気軽に相談できる場を確保し、様々な課題に対する総合的な支援を強化します。
- *安心して暮らすことができるよう、障がいを理由とする差別の解消や、虐待防止・権利擁護の取り組みを推進します。
- *親亡き後も地域で安心して暮らすためにグループホーム等生活基盤の整備や地域生活支援拠点等の機能強化に取り組みます。
- *関係機関と連携し、障がい者雇用の促進、就労支援の充実に努めます。

1 とともに生きるまち

(1) 町民の理解の促進

現状と課題

- 障がい者への理解を深めるため、広報紙への啓発記事の掲載、人権講座の開催等を通じて啓発を実施してきました。
- 町職員への接遇研修においても、障がい者への理解に関する内容を取り入れて実施してきました。
- 学校教育においては、「美浜元気プロジェクト」において美浜の福祉について学び、自分にできることを考える教育を実施してきました。
- 生涯学習においては、福祉に関する講座や障がい者週間などの機会を通じて啓発を行ってきました。

実施方針

- 全ての町民が障がい者の人権を正しく理解し、地域でともに生活していくことができるよう、情報発信や啓発、教育・学習機会及び研修機会等を通じて啓発します。
- 手話言語条例の周知・啓発を通じて、手話言語への理解の促進し、障がいに応じた多様なコミュニケーション手段の普及に努めます。
- 職員の、障がいに対する意識を向上させるため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する美浜町職員対応要領」を利用して、職員研修を実施します。

取り組み

①啓発活動

取り組み	内容
啓発・広報の充実	障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図り、障がいや障がい者に対する理解を深めるため、町の広報紙やホームページ、マスメディアなど様々な機会を活用した啓発事業の充実に努めます。また、障がい者に関する各種マークを周知し、障がい者への理解を深めるとともに、障がい者への支援を促します。
手話言語条例の周知・啓発	手話言語条例の周知・啓発を通じて、住民に手話が言語であることの認識を広めていきます。また、手話を必要とする人が生活しやすい環境の整備を図ります。
意識啓発の推進	障がい者への理解を深める啓発を行います。特に、子どもの頃からの体験学習や障がい者との交流などを通じて、障がいについての理解を深める環境づくりに努めます。
人権啓発の推進	障がい者等の人権問題に対する町民意識の啓発を図るため、関係機関と連携・協力し継続的に啓発活動に努めます。

②福祉教育の充実

取り組み	内容
学校教育における福祉教育の充実	子ども達が、障がいや障がい者に対する理解を深め、これからの福祉のまちづくりについて考え担っていけるよう、町内3小学校の児童が共通のテーマについて考えて報告しあう「美浜元気プロジェクト」などの福祉教育を充実します。
人権教育の推進	障がいのある幼児、児童・生徒と、障がいのない幼児、児童・生徒との関わり合いやコミュニケーションを重視した実践を通じて、お互いの人権を尊重しあう教育の推進に努めます。
地域における福祉教育の充実	子どもから高齢者まで、より多くの方が地域福祉活動に携われるような取り組みを推進するとともに、地域福祉への関心を深めるための福祉教育を充実します。
町職員の福祉に対する意識の向上	障がい者をはじめ誰もが住みやすいまちを実現するため、町職員の研修に、福祉及び人権に関する研修を積極的に取り入れ、町職員の福祉に対する意識の向上を図ります。

(2) 意思疎通支援の充実

現状と課題

- 広報紙や町のホームページなど、公的に発信された情報を障がい者が受け取ることができるよう、受ける側の立場を踏まえた情報発信を実施しています。
- 障がい者の生活に直接関わる、税法上の優遇措置や公共料金の割引などの情報が障がい者に届くよう、様々な媒体や方法を使って情報発信しています。
- 手話通訳者や要約筆記者の派遣などを通じて、障がい者のコミュニケーション支援を行っていますが、手話通訳者の登録・利用がほとんどない状況です。手話通訳などの方法に加え、障がいの特性に応じてデジタル技術を活用した意思疎通支援についても検討していく必要があります。

実施方針

- 障がいの特性を踏まえた情報提供、情報を受け取る側を踏まえた情報の発信等、障がい者の意思疎通支援を充実します。
- 障がいの特性に応じ、デジタル技術の活用も視野に入れ、多様な方法での意思疎通支援を行います。

取り組み

①情報アクセシビリティの向上

取り組み	内容
様々な媒体の活用	障がいのある人の行動範囲は、障がいのない人に比べて制限されがちであるため、常に情報提供の必要性を認識し、今後も町の広報紙やホームページ等により、受ける側の立場にたったわかりやすい情報提供に努めます。 障がい者の経済的負担の軽減を図るため、税法上の優遇制度、公共料金の割引制度等について、町のホームページ、広報紙、パンフレット等により情報提供します。 来庁者には、「障がい福祉ガイドブック」を活用した情報提供を行います。

②情報提供の充実

取り組み	内容
障がいに応じた情報提供の充実	視覚・聴覚障がい者に対して、分かりやすく、かつ正確に情報提供ができるよう、個々のニーズに対応した情報提供に努めます。また、活字文書を音声で読み上げる機器の普及啓発、通訳オペレーターを介して相手とやりとりできる「電話リレーサービス」など、デジタル技術の活用も検討します。

(3) 地域で支え合う意識と体制づくり

現状と課題

- 福祉委員会を中心に、民生委員・児童委員、福祉委員、老人家庭相談員等による見守りを行っています。
- 「地域あいあいポイント事業」を通じた地域貢献活動やボランティア活動の活発化を進めています。今後は、新規参加者を増やし、地域における活動のさらなる活発化をめざしていく必要があります。

実施方針

- 障がい者と地域住民が交流できる機会をつくり、地域住民の障がい者への理解を深める機会づくりを進めます。
- 地域で生活する障がい者を地域で支えることができるよう、ネットワークの充実を図るとともに、地域活動やボランティア活動の活発化及び参加者の拡大を図ります。

取り組み

①地域で支え合う意識づくり

取り組み	内容
交流とふれあい活動の推進	障がいがある人となない人が交流する機会を創出するとともに、障がい者団体や福祉サービス事業者主体の交流事業を支援し、交流とふれあい活動を推進します。

②支え合いのための体制づくりとボランティアの育成

取り組み	内容
地域見守り支え合いの体制づくり	地域で暮らす障がい者やその家族等が孤立することなく安心して暮らしていけるように、地域住民や関係機関との連携のもとに、地域で見守り支え合う体制を整備していきます。
ボランティアの育成	障がい者に対するボランティア活動を通じて、障がい者への理解が深まることが期待されます。手話、要約筆記のボランティアの育成については、手話が言語であることを理解していただく啓発等を通じて意識の高揚を図ります。また、「地域あいあいポイント事業」を普及し、ボランティアへの参加者の拡大をめざします。
ボランティア、NPO等の活動支援	町民が積極的にボランティアやNPO活動を行うことができるよう、情報提供や活動への助言、交流の場の提供等に努めます。また、人権の視点から障がい者への理解を深め、多様な活動につながるよう支援します。

2 適切な支援が受けられるまち

(1) 早期発見・早期療育の推進

現状と課題

- 母子健康手帳交付時には、保健師による面談を全員実施しています。ハイリスク妊婦については、医療機関等関係機関と連携し、妊娠中から継続支援を行うとともに、出産後は保健師や助産師が訪問し支援しています。
- 乳児健診、幼児健診については、未受診者への受診勧奨を行うとともに、要経過観察児については、関係機関と連携して経過観察を行っています。

実施方針

- 母子健康手帳交付時には、保健師による全数面談を継続します。
- ハイリスク妊婦への継続的な支援、乳児・幼児健康診査を通じて経過観察が必要とされた児童と保護者へ切れ目ない支援を充実します。

取り組み

①早期発見・早期療育のための取り組みの充実

取り組み	内容
母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時には保健師による面接を行い、ハイリスク妊婦や特定妊婦を把握し、状況に応じた支援を行い、早期の対応に努めます。
乳児健康診査	乳児期に起こりやすい疾病異常、運動機能・視聴覚などの障がいの早期発見に努めます。
幼児健康診査	幼児期の健康の保持増進を図り、運動機能・精神発達の遅滞等障がいを持った幼児を早期発見し、適切な指導・療育の援助を行います。
訪問指導	ハイリスク妊婦に対しては、出産後早期に訪問し関わりを持つよう努めます。また、家庭の孤立、虐待や育児不安などの問題がある家庭については、状況を把握し、関係機関と連携しながら迅速に対応できるよう努め、虐待を防止します。
早期療育の充実	定期的に保育園巡回を行い、対象児童の情報を保育園やあいぱると共有し、切れ目ない療育体制の充実に努めます。

(2) 教育・保育の充実

現状と課題

- 保育施設のバリアフリー化をはじめ、児童の様子を踏まえた環境整備を行っています。
- 保育士の資質向上とともに、支援を要する子に対する保育士の加配を行っています。また、支援を要する子の支援については、発達支援連絡会を中心に関係機関が連携して進めています。
- 嶺南教育事務所とともに、あいばる集団療育教室において保護者の話を聞き、就学に向けての不安等を把握しています。
- 美浜町就学支援委員会の判断に基づき、児童生徒の障がいの種類や程度に即した就学支援を行っています。また、各学校に支援員を配置し、特別な支援を要する児童生徒の学習面・生活面の支援を行っています。
- 支援を要する子の就学にあたっては、保育園・小中学校との連絡会を開催して切れ目のない支援を行っています。
- 障害者の権利に関する条約では、障がいのある人となない人が共に学ぶインクルーシブ教育のしくみづくりが求められています。本町においても、障がいの有無に関係なく学習の機会が得られる環境づくりを進めていく必要があります。

実施方針

- 支援を要する子への適切な保育サービス提供のため、特性に応じた保育環境の整備、保育士の資質の向上及び関係機関の連携を強化します。
- スムーズな就学を支援するため、保護者の声を聞いて不安に寄り添うとともに、小中学校とも連携して支援します。
- 本町におけるインクルーシブ教育のあり方について検討します。

取り組み

①障がい児保育の充実

取り組み	内容
保育環境の充実	集団保育が可能で日々通所できる障がい児の受け入れを促進できるよう、施設のバリアフリー化をさらに進めます。障がい児が集団の中で安心して生活できるよう、障がいの特性に応じた施設整備や対策等を講じ、保育環境の充実に努めます。
保育体制の充実	発達に課題のある（疑いのある）児童が増えてきている現状を踏まえ、保育園への障がい児の受け入れ体制の充実を図るため、障がい児保育巡回指導の充実、保育園職員の資質の向上をめざした研修会の開催、保育士の加配等に努めます。また、適切な支援をするために、健診や支援事業等とのより綿密な連携を図ります。
関係機関との連携による一貫性の確保	専門的な助言、指導を必要とする児童については、児童相談所、二州健康福祉センター、町保健センター、町教育委員会等関係機関との連携のもとに、早期支援を行います。保育園から小学校への引継ぎについては、接続推進計画を作成し、幼児期の教育を踏まえたスタートカリキュラムを作成して支援します。

②ニーズや特性に応じた教育の充実

取り組み	内容
教育環境の充実	特別な支援を必要とする幼児、児童・生徒の学習活動を行うための十分な配慮がなされるよう、施設及び設備の改善を行うとともに、支援員や教育相談専門員を配置するなど、教育環境の充実に努めます。
就学指導・教育相談の充実	障がいのある（可能性のある）幼児、児童・生徒に、個々の特性やニーズに合った適切な相談・支援活動や児童・生徒の状況把握等が行えるように、学校等の関係機関と連携し、就学指導・教育相談活動の充実に努めます。

(3) 障がい福祉サービス等の充実

現状と課題

- 関係機関やサービス事業所と連携し、障がい者への各種サービスの提供体制を確保しています。
- 利用を希望される方には、手話通訳者、要約筆記者を派遣しています。
- 障がい者（児）に対し、自立生活を支援するための日常生活用具や補装具を支給しています。
- 各種研修機会の情報を周知して研修への参加を促し、関係町職員の資質向上に努めています。
- 利用希望がないサービスもあることから、サービス内容の周知を徹底する必要があります。
- 医療的ケア児、強度行動障がい者、発達障がい者、難病患者など、病気や障がいの特性に応じた支援が必要な方の状況を把握し、適切な支援を提供する必要があります。
- 発達障がい児については、発達支援連絡会を開催して関係機関と連携を図り、発達障がい支援体制の課題を共有し、より良い支援体制の整備を行うことや、ペアレントプログラムの開催による保護者の学びの場の確保などを行っています。
- 子どもの困りごと等に寄り添い、保護者や関係者を支援するため、こども療育センター等による指導助言を受けながら、保育士や保健師等が研修会や医療的ケア児学習会を行うすくすく美浜っ子サポート推進事業を実施しています。
- 保育園や小学校を対象に、特別支援教育にかかるブロック研修会を開催し、関係機関と連携して障がい児の就学についての共通理解を形成しています。就学支援委員会では、特別な支援を要する児童生徒に対する適切な学びの場の審議・判断を行っています。各学校では、美浜町教育委員会の判断に基づき、障がいの種類や程度に応じた就学支援、療育体制の充実に努めています。

実施方針

- 障がい者がそれぞれのニーズに応じたサービスを利用できるよう、障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスをはじめとする多様なサービスの提供体制を確保します。
- 各種研修などを通じて町職員の資質の向上を図るとともに、各種サービスの提供を担う人材の育成・確保を図り、質の高いサービスの提供を実現します。
- 医療的ケア児、強度行動障がい者、発達障がい者、難病患者などの多様なニーズを踏まえ、適切な支援を提供する体制を確保します。同時に、病気や障がいについての正しい理解を啓発します。

取り組み

①障がい福祉サービス等の充実

取り組み	内容
訪問系サービスの充実	障がい者が自らの能力を活かし、在宅で自立した生活が送れることをめざして、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の訪問系各サービスが十分提供されるよう関係機関やサービス事業所と連携を密にしていくとともに、サービスの質の向上を促進します。
日中活動系サービスの充実	障がい者が24時間施設内に留まる生活から地域と交流する生活へ転換することを促進するため、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護及び短期入所の各サービスにより日中活動の機会の充実に努めます。また、精神障がいの方の居場所が少ないことから、社会福祉協議会やボランティアとも連携をし、自由に活動できる場を提供し、多くの人にふれあいながら地域でいきいきと暮らしていくことができるよう支援していきます。
日中一時支援事業の充実	障がい者（児）の社会参加及び交流の機会の提供も含めて、地域で自分らしく生活できるよう障がいの状況に応じたサービスの提供を確保していきます。
更生訓練費の給付	就労移行支援事業、自立訓練事業の利用者などを対象に、職能訓練等を受けるために必要な費用、または通所に要する費用に充て、社会復帰の促進を図ります。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間に入浴、排せつ、食事などの介護や、生活などに関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
障がい者への日常生活用具の給付	重度の障がい者に対し、自立生活を支援するための日常生活用具を給付することで障がい者等の日常生活の便宜を図り、障がい者等の福祉の向上に努めます。また、日常生活用具の給付制度の周知に努め、日常生活をより安心して過ごせるよう支援します。
補装具の給付	身体障がい者に対し、失われた身体機能を補完したり代替するための用具である補装具の購入または修理に要する費用の一部を支給することで、身体障がい者の職業その他日常生活の能率の向上に努めます。

②障がい児へのサービスの充実

取り組み	内容
障害児通所支援の充実	障がいのある未就学児を対象とする児童発達支援をはじめ、就学後に利用する放課後等デイサービスなど、障害児通所支援事業を充実します。
障害児相談支援の充実	障がいのある子ども等が障害児通所支援を利用する際に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整・モニタリングを行う障害児相談支援事業を充実します。

③障がい福祉を支える人材の育成・確保

取り組み	内容
関係町職員の資質向上	障がいの多様化・複雑化や障がい者福祉制度の動向に十分対応できるよう、今後も関係職員の資質向上を図るため、各種の専門的な研修の受講を積極的に進めます。
有資格者の計画的な確保・配置	障がいの多様化・複雑化や障がい者福祉制度の動向に十分対応できるよう、職員を随時各種研修へ派遣して資質向上を図るとともに、専門的に対応できる職員を養成します。また、福祉サービス事業所の後継者も不足していることから、事業所の人材育成及び人材確保を推進します。

④サービスの質の向上

取り組み	内容
サービスの質の向上への支援	自立支援協議会における各種事業所連絡会等で情報共有や課題等について協議や勉強会等を実施し、総合交流を図り、サービスの質の向上に努めます。

⑤特性に応じた適切な支援の充実

取り組み	内容
発達障がい者支援体制の整備	発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うため、定期的に発達支援連絡会を開催して課題を共有し、より良い支援体制を整備します。また、ペアレントプログラムを継続的に開催し、保護者の学びの場を提供します。就学については、特別支援教育に係るブロック研究会を開催し、障がい児の就学や就学相談のあり方についての共通理解を図り、きめ細かな支援体制を整備します。
早期療育の充実(再掲)	定期的に保育園巡回を行い、対象児童の情報を保育園やあいぱると共有し、切れ目ない療育体制の充実に努めます。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人工呼吸器や気管切開など医療的ケアが必要な子どもを支援するため、コーディネーターを配置し、医療と福祉、教育等の関連分野の連絡調整を行うことをめざします。
医療的ケア児支援関係機関連絡会の開催	医療的ケア児を支援するため、発達支援連絡会で協議をするなど、支援体制の充実を図ります。
強度行動障がい者への支援の充実	強度行動障がいを有する者の支援に関する研修の実施などの支援体制の整備に取り組みます。

(4) 適切な保健・医療サービスの提供

現状と課題

- 障がい者が必要とする医療を受けることができるよう、自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）の給付を行っています。
- 重度の心身障がい者の方の医療費の一部を助成しています。
- 近年、サービス現場の人材不足が深刻な状況となっています。適切なサービスを提供することができるよう、人材の育成・確保に努める必要があります。

実施方針

- 障がい者が必要とする適切な保健・医療サービスを利用できるよう、保健・医療サービスの確保に努めるとともに、医療費の助成等を行います。

取り組み

①保健・医療サービスの確保

取り組み	内容
自立支援医療（育成医療）の給付	18 歳未満の身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を対象として、障がいの除去または軽減、機能の回復等を行うことにより、その日常生活能力、社会生活能力、または職業能力を回復、向上、獲得することを目的とした手術などの医療を指定医療機関において給付し、医療費の一部を公費で負担します。
自立支援医療（更生医療）の給付	18 歳以上の身体障害者手帳を有する人を対象として、障がいの除去または軽減、機能の回復等を行うことにより、その日常生活能力、社会生活能力、または職業能力を回復、向上、獲得することを目的とした手術などの医療を指定医療機関において給付し、医療費の一部を公費で負担します。
自立支援医療（精神通院医療）の給付	精神疾患により継続的に通院を要する人を対象として、指定医療機関における通院医療費の一部を公費（県）で負担します。
障害者医療費助成制度	重度の心身障がい者の方の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、町が医療費（保険診療分）の自己負担額の一部を助成します。

②サービスを担う人材の確保

取り組み	内容
保健・医療サービス人材の確保	適切な医療的ケア等の支援を、誰もが施設と在宅の区別なく安心して受けられるよう、専門性の高い人材の確保に向けた勉強会や、質の向上に向けた研修を実施するなど、福祉人材の育成・確保に努めます。

3 安心して生活できるまち

(1) 権利擁護

現状と課題

- 成年後見制度の利用を促進するため、美浜町地域包括支援センター内に「美浜町成年後見センター」を設置しました。
- 基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、自立支援協議会の中で、生活・相談・就労部会と各事業所との連携や情報共有を進めています。
- 社会福祉協議会において、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に不安がある方々への支援を行っています。実際の支援は生活支援員が行っており、人材確保が課題です。
- 要保護児童対策については、代表者会議や実務者会議を定例的に開催し、個別ケース会議を随時開催しています。代表者会議・実務者会議のメンバーについては、合同研修会を開催して資質の向上を図っています。その他、保育士、教職員、母子保健関係者などの職種別研修会を開催しています。
- 高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議を設置し、関係機関と連携して取り組んでいます。

実施方針

- 美浜町成年後見センターを周知し、適切な利用を促進することを通じて、障がい者の権利擁護に努めます。
- 各種会議の定期的な開催や関係機関の連携、関係者の資質の向上等により、障がい者の権利擁護に努めます。

取り組み

①権利擁護の推進と虐待の防止

取り組み	内容
日常生活自立支援事業の推進	美浜町社会福祉協議会において、日常生活自立支援事業を行い、福祉サービス利用者の権利や利益を保護し、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援します。
成年後見制度の周知	成年後見制度を必要に応じて適切に利用できるように、弁護士会、司法書士会等と連携を図り、情報提供、制度の周知に努めます。
苦情解決体制の推進	福祉サービスの利用に関して、各事業所における苦情解決の仕組みの整備を推進するとともに、県社会福祉協議会との連携も図り、福祉サービスの質の向上を図っていきます。
要保護児童対策の推進	関係機関との連携を強化しながら、児童虐待防止対策の充実に努めます。代表者会議や実務者会議を定例開催して情報共有や関係を強化するとともに、啓発活動等を通じて児童虐待の未然防止に努めます。
高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議の運営	高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議を中心に、関係機関との連携のもとに、虐待防止に向けたシステムの整備に取り組み、障がい者の虐待防止を図ります。

②障がいを理由とする差別の解消

取り組み	内容
障害者差別解消法の周知	障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めるとともに、事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする障害者差別解消法改正法の円滑な施行に向け、事業者が適切に対応できるよう必要な取組を行います。

（２）相談機能の充実

現状と課題

- 基幹相談支援センター、相談支援事業所、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員などが、障がい者（児）の福祉に関する相談に応じていますが、町には指定特定相談支援事業所や障害児相談支援事業所がないため、近隣市町の事業所において、サービス等利用計画などを行っています。
- 基幹相談支援センターでは、必要に応じて、相談内容に応じた支援を、関係機関と連携して実施しています。また、相談等に従事する人材の育成を行っています。

- 若狭町・美浜町地域障害児（者）自立支援協議会において、相談や訪問活動を通じて障がい者のニーズ把握に努め、障がい者の地域生活支援を行っています。
- こころの健康については、保健師等の専門職による相談を随時実施するとともに、二州健康福祉センターや医療機関等と連携して取り組んでいます。

実施方針

- 支援を必要とする方が適切な相談機関や支援機関につながるできるよう、各種相談機関や相談員等の周知を徹底するとともに、相談体制の強化を図ります。
- 多様な相談を受けることができるよう、相談体制の充実を図ります。

取り組み

①相談支援体制の強化

取り組み	内容
一般相談事業の充実	障がい者の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障がい福祉サービスの利用支援等の支援を行うとともに、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整その他障がい者等の権利擁護のために必要な支援の充実を図ります。
身体障害者相談員、知的障害者相談員の配置と連携強化	障がい者福祉に関する様々な相談に身近な立場で対応できる相談員を周知するとともに、相談員及び関係機関との連携を強化して、より相談がしやすい環境づくりを行います。
基幹相談支援センターの運営	基幹相談支援センター（美浜町・若狭町共同設置）を中心として、委託相談支援事業所や近隣市町に所在する指定特定相談支援事業所と連携を図り、総合的・専門的な相談支援体制の充実を図ります。
若狭町・美浜町地域障害児（者）自立支援協議会の機能充実	障がい者が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、若狭町・美浜町地域障害児（者）自立支援協議会における機能の充実を図るとともに、地域の関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。
精神保健福祉活動の推進	二州健康福祉センター、医療機関等、関係機関との連携のもとに、精神保健相談の充実を図ります。 また、精神障がい者の社会的自立を促進していくため、精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発に努め、関係機関が連携し、精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

(3) 安全・安心の確保

現状と課題

- 災害時要援護者を支援するため、救急医療情報キットの配布、避難行動要支援者名簿の整備などを実施しています。
- アンケートでは、避難行動要支援者登録制度を知らない人が約3割みられます。また、個別避難計画を作成している人は9.6%です。こうした制度を周知し、取り組みを啓発していく必要があります。
- 美浜町防災ハンドブックを配布して災害時への備えを啓発するとともに、避難所の指定などを行い、防災対策を強化しています。
- 災害時ボランティアコーディネーターの養成に取り組むとともに、災害ボランティアセンター連絡会の設置を進める必要があります。
- 防犯パトロール、犯罪情報の提供、特別支援学校における交通安全教室の実施など、防犯や交通安全に取り組んでいます。
- 住まいについては、住宅改修や改造への費用の助成、社会福祉協議会による生活福祉資金の貸付を行っています。
- グループホームについては、令和3年度に1施設が開設されましたが、今後もさらに整備していくことが望まれています。グループホームの立ち上げについては、各地で立ち上げに取り組んでいる団体等と連携し、勉強会や情報共有に取り組む必要があります。

実施方針

- 地域で生活する障がい者、災害時要援護者をはじめとする全ての地域住民が安心して生活できる防災対策の充実を図ります。
- 地域や学校と連携し、防犯・交通安全対策を進めます。
- 障がい者が安心して生活できる住宅を確保するための各種支援策を実施します。
- 個別避難計画の作成を周知し、防災への取り組みを促します。

取り組み

①防災・防犯対策の推進

取り組み	内容
救急医療情報キット「すまいるくん」の配布	美浜町では、地震等の災害が発生した場合に備えて、高齢者や重度の障がい者等の災害時要援護者を支援する取り組みを進めています。そのひとつとして、地震等の災害だけでなく、救急対応が発生した場合にも備え、救急医療情報キット「すまいるくん」を配布していますが、今後とも事業の周知を図り配布を継続していきます。
家具転倒防止対策の推進	障がい者世帯に対して、災害時の家具の転倒防止の必要性を啓発し、家具の転倒予防対策を推進します。

災害時の要援護者対策の推進	災害等の緊急時に自力避難が困難と予想される障がい者に対し、安否確認や避難誘導が円滑に行われるよう、災害時要援護者登録台帳に登録し、地域支援団体と台帳を共有することにより平常時からの声掛けや見守り及び災害発生時の安否確認、避難誘導を迅速かつ確実に行うため支援体制の整備充実を図ります。同時に、個別避難計画の作成の大切さを周知し、取り組みを促します。
災害時ボランティアコーディネーターの確保	大規模な災害発生時にボランティアが効率的に活動できるように、美浜町社会福祉協議会と連携しボランティアコーディネーターを養成し、平常時からの災害ボランティアの活動環境の整備を図ります。
福祉避難所の環境整備	災害時に障がい者等が安心して避難することができるよう、福祉避難所について指定し、環境の整備を図ります。また、運営マニュアルの作成や備蓄物品の充実を図ります。
防火・防災に関する知識・技術の普及啓発	障がい者、障がい者福祉施設、関係団体及び自主防災組織等の関係者に対して、災害時に適切な行動がとれるよう、自主防災組織と消防団等の協力体制の確立により、防火・防災教室や研修会の開催、公民館の防災講座への参加など、防火・防災に関する知識・技術の普及啓発を図ります。
防犯知識の普及等	経済的被害をはじめ障がい者が犯罪に巻き込まれないように、町防犯協会、警察、自主防犯団体等を中心に地域住民の協力を得て、障がいのある人や家族に対する防犯知識の普及、啓発を行うとともに、防犯パトロールの強化や犯罪情報の提供（周知）を実施していきます。

②安全な交通の確保

取り組み	内容
交通安全教室の充実	障がいのある人等に対する適切な交通安全教室実施のため、町、警察、県、関係団体及び家庭がお互いに連携を図り、交通安全に対する指導、啓発を行い、交通安全教室の充実を図ります。
「心のバリアフリー」の普及	路上駐車や自転車の放置、歩道への商品陳列や立看板など、歩行の妨げとなる行為や危険な行為をやめるなど、障がい者等に配慮する「心のバリアフリー」の町民への普及を図ります。

③障がい者が住みやすい住宅の確保

取り組み	内容
住宅改修・住宅改造の推進	在宅の身体障がい者を対象に、住宅の床段差の解消や手すりの設置など住宅の改修・改造に要する費用の一部を助成し、障がい者が安心して快適に暮らせる住居の整備を促進します。 制度の周知に努め、障がい者が自宅で快適に生活できるよう、必要に応じて利用を促します。
生活福祉資金（住宅資金）の貸付	美浜町社会福祉協議会において、障がい者の属する世帯に対し、住宅の増築、改築、拡張、保全等に必要な経費の貸し付けを行います。
グループホーム等の確保	親なき後も地域の中で安心して生活するためにはグループホーム等の住まいの確保が必要です。グループホーム等の生活基盤整備や地域生活支援拠点等の機能強化に取り組めます。

4 自分らしく生きられるまち

(1) 意思決定支援の充実

現状と課題

- 障がい者団体や家族会等との連携を密にするとともに、各団体の活動を支援しています。
- 自主グループの活動を支援するとともに、自主グループへの参加を促しています。

実施方針

- 障がい者団体や家族会及び各種自主グループへの支援のあり方を明確化し、各種活動を支援します。
- 障がい者が、活動等に参加することを通じてコミュニケーションを図り、多様な情報を得て意思決定できるよう支援します。

取り組み

①障がいがある人等の声の反映と当事者参画の推進

取り組み	内容
障がい者団体の育成	障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者団体・家族会等との連携を密にし、各団体の事業展開の支援に努めます。障がいのある人やその家族が孤立しないよう、団体への加入の利点を周知する等、情報提供します。
自主グループ等の活動支援	”障がい者が地域での活動やまちづくり活動など、様々な活動に参加できるように支援をしていきます。

(2) 就労への支援

現状と課題

- 障がい者が、地域で安心して自分らしく生活していただくため、地域活動支援センターを利用して創作的活動、生産活動、社会との交流などを行っています。
- 地域活動支援センターについては、利用申請しているが継続利用につながっていない人もいるため、適切な利用の促進が今後の課題です。
- 一般企業への就職を希望する方向けの事業である「就労移行支援」、一般企業等での就労が困難な方が生産活動等を行う事業である「就労継続支援」を行っています。
- 障がい者の一般企業への就職をめざし、公共職業安定所（ハローワーク）等との連携を強化しています。一般企業に対し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の周知・啓発をするなど、さらなる障がい者雇用を進めていくことが今後の課題です。

実施方針

- 障がい者の就労等については、障がい者自身が、多様な選択肢から自分にあった働き方や活動等を選択し、従事することができるよう支援します。
- 障がい者の一般企業への就職については、関係機関と連携して支援を継続するとともに、企業側への情報提供や啓発を行います。

取り組み

①障がい者雇用の促進

取り組み	内容
地域活動支援センター事業の実施・充実	障がい者を対象に、身近な地域で自立した生活や社会との交流を促すために、引き続き、地域活動支援センターにおいて、創作活動及び生産活動の機会や社会との交流の場を提供するとともに、日常的な相談支援、社会適応訓練等を行っていきます。
障がい福祉サービスにおける就労継続支援事業	一般企業等での就労が困難な障がい者を対象に、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識と能力の向上のための訓練等を行う就労継続支援事業の活用を、関係機関と連携・調整を図りながら進めていきます。
関係機関との連携による就労支援	町内では働く場が限られ、一般就労に結びつくことが少ないため、公共職業安定所（ハローワーク）や嶺南障害者就業・生活支援センターひびきと連携を図り、就労を支援していきます。
障がい者雇用の促進	障がいのある人が、社会の一員として地域で経済的に自立し、障がいの特性や本人の適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、企業などにおける障がい者雇用の促進や福祉的就労の充実を図ります。
官公需の受注機会の拡大	障害者優先調達推進法による官公需にかかる、障がい者就労施設等の受注機会の拡大・確保に努めます。
障がい福祉サービスにおける就労移行支援	嶺南障害者就業・生活支援センターひびき、「障がい者の就労を支える会」などの関係機関と連携をとり、一般企業への就労を希望する障がい者を対象に、期間を定め、生産活動、職場体験などの機会を提供するとともに、就労に必要な知識と能力の向上のための訓練や求職活動に関する支援などを行います。また、地域の中での障がい者の居場所の一つとして、利用が増えるよう情報提供します。
町から障がい者団体等への業務委託等	障がい者の雇用・就労を支援するため、障がい者団体等に対し、町関連業務等を委託するとともに、町の施設を貸与し物品等販売機会をつくるなど、事業所の生産性を高めるための支援や障がい者雇用の促進していきます。

②経済的自立の支援

取り組み	内容
生活福祉資金の貸付	美浜町社会福祉協議会において、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の属する世帯の生業（自営業）・就職・技能習得に際し、必要な経費の貸し付けを行い、障がい者世帯の就労による経済的安定を支援します。
年金制度・各種手当制度等の周知	障がい者の生活安定を図るため、年金制度、各種手当、支援サービス、各種制度を適切に利用できるよう町の広報紙やホームページにて情報を提供します。

(3) 社会参加の促進

現状と課題

- 特別支援学校やなびあすホールでの芸術・文化鑑賞機会、障がい者を対象とした音楽のワークショップなどを開催し、障がい者が芸術・文化に触れる機会を作りました。
- 障がい者の余暇活動への支援として、在宅障害児等交流応援事業や就労支援交流会などを実施しました。余暇活動については、芸術・文化やスポーツも含めて、障がい者自身の生きがいとなるような活動を支援していく必要があります。
- 生涯学習においては、各種講座の実施のほか、ひきこもり相談会や連絡会などを実施し、ひきこもりや不登校などの障がい者の居場所づくりを支援してきました。支援を必要としている方の情報をどう把握し、どのように支援につなげていくかが今後の課題です。
- 社会参加のための移動手段については、ヘルパーによる移動支援をはじめ、タクシー利用の助成、公共交通機関の運賃割引、身体障がい者補助犬の利用促進と周囲の理解の促進、自動車運転免許の取得や自動車の改造への助成などを行ってきました。コミュニティバスについては、乗り合いバスの実証運行が始まり、利用方法等の周知に努めます。
- 障がい者の移動については、移動交通手段の確保のほか、空間のバリアフリー化が必要です。これまでも、道路や公共施設等のバリアフリー化を進めてきましたが、引き続き進めていく必要があります。

実施方針

- 障がい者が、芸術・文化・スポーツなどの活動に親しみ、安心して社会参加し、生きがいを持って生活できるよう支援します。
- ひきこもりや不登校などの状態にあり、社会参加において支援が必要な障がい者（児）に対しては、関係機関と連携して支援していきます。
- 社会参加に必要な移動手段の確保やバリアフリー化については、障がい者のニーズを踏まえて整備します。

取り組み

①芸術・文化・余暇活動の充実

取り組み	内容
活動・発表の場の確保	発表の場の確保を図るなど障がい者及び障がい者団体の芸術・文化活動、学習活動の振興に努めます。
余暇活動への支援	障がい者に対するレクリエーション事業の開催など余暇活動への支援を行います。

②生涯学習活動の充実

取り組み	内容
町民に対する生涯学習の推進	町民に対し、各種講座等を通じて、障がいや障がい者に対する正しい認識、理解を得られるよう生涯学習の推進に努めます。
引きこもり、ニート等に対する居場所づくり	引きこもり、ニート、不登校等の状態である者に対して、居場所づくり等の支援を行います。 町が主体となって対象者の実態把握に努め、一人ひとりのニーズにあった居場所づくりを進めます。

③スポーツ活動の充実

取り組み	内容
スポーツ・レクリエーションの普及	障がいの種別、程度に関わらず、誰もが気軽にスポーツや文化活動、レクリエーション活動に参加しやすい環境を整えるとともに、障がい者に対し、各種活動に関する啓発・広報活動を行います。また、障がい者のニーズに応じた支援を行います。



④移動手段の確保と参加機会の拡大

取り組み	内容
移動支援事業の推進	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援し、地域における自立生活及び社会参加を促進します。
自動車運転免許取得・改造費への助成	障がい者の活動範囲の拡大や社会参加につなげるために、障がい者本人が就労等に伴う自動車の改造や自動車運転免許取得のために要する経費の一部を助成します。
タクシー利用の助成	重度の障がい者に対してタクシー利用の助成を行うことで、生活圏の拡大を図り、障がい者の社会参加の促進につなげます。
身体障害者補助犬法の普及・啓発	身体障害者補助犬法の普及・啓発に努め、町民の理解を深めるとともに、身体障害者補助犬の利用を促進し、身体障がい者の移動手段の確保や社会参加を支援します。
郵便等による不在者投票の周知	障がい者が選挙権を適切に行使できるよう、郵便（自宅等）で投票を行う不在者投票の周知を徹底し、障がい者の社会参加の促進を図ります。
公共交通機関の運賃割引制度等の周知	障がい者の社会参加を促進するため、公共交通機関の運賃割引制度や有料道路の料金割引制度について、今後もホームページで周知を図っていきます。
公共施設の整備	既存の施設については、だれもが安全で安心して利用できるよう施設のバリアフリー化を推進します。 また、今後においては、ユニバーサルデザインの考え方にも配慮していきます。 鉄道駅及び駅周辺のバリアフリー化を促進し、障がい者の移動の連続性、円滑性を高めていきます。
道路のバリアフリー化の推進	移動の連続性を確保するため、美浜町としての基本方針を整備し、道路のバリアフリー化を計画的に推進します。



第7期美浜町障がい福祉計画 第3期美浜町障がい児福祉計画



第6章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の目標

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標

国の基本指針を踏まえるとともに、本町のこれまでの実績や地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

<国の考え方>

施設入所者の地域生活への移行に関する目標

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

施設入所者数の削減に関する目標

- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

<町の考え方>

- 地域生活移行者数については、入所者の高齢化や重度の障がいにより地域移行が難しいことや、受け皿が十分整っていない実態を踏まえ、1人以上を地域生活へ移行するという目標を据え置くこととします。
- 施設入所者については、令和4年度の施設入所者数20人の5%以上となる1人以上の削減を目標と設定します。

項目	目標 (第6期)	実績 (令和5年度)	目標 (第7期)
地域生活移行者数	1人以上	0人	1人以上
施設入所者数の削減	3人以上	1人	1人以上

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<国の考え方>

- 精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域での平均生活日数については、平成 30 年度に上位 10%の都道府県が達成している値、325.3 日以上とすることを基本とする。
- 令和 8 年度の全国の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の目標値については、令和 2 年度と比べて約 3.3 万人の減少を目指すこととする。
- 精神病床における退院率については、平成 30 年度に上位 10%の都道府県が達成している値、3 か月時点 68.9%以上、6 ヶ月時点 84.5%以上、1 年時点 91.0%以上とすることを基本とする。

<町の考え方>

- 本目標については、福井県が算出する目標値を基準として、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく生活できるよう、圏域※での医療、保健、福祉関係者による協議の場を活用し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて検討を進めます。

項目	目標 (第 6 期)	実績 (令和 5 年度)	目標 (第 7 期)
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	—	2 回	1 回以上
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	—	実施	実施

※圏域とは、敦賀市、美浜町、旧三方町を含む地域。

(3) 地域生活支援の充実

<国の考え方>

地域生活支援の充実に関する目標

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

強度行動障がい有する者への支援体制の充実

- 令和8年度末までに、強度行動障がい有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。
(新規)

<町の考え方>

- 地域生活支援拠点の機能を充実するため、広域での面的整備の体制を継続するとともに、自立支援協議会において年1回以上運用状況の検証を行います。
- 町において、強度行動障がい有する方とその支援ニーズについて把握や支援体制の整備について検討していきます。

項目	目標 (第6期)	実績 (令和5年度)	目標 (第7期)
地域生活支援拠点の整備	広域※で1か所 (継続)	広域※で1か所 (継続)	広域※で1か所 (継続)
コーディネーターの配置人数	—	—	検討
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討	年1回以上	年1回以上	年1回以上
強度行動障がい有する者の支援ニーズの把握(新規)	—	—	検討

※広域とは、美浜町、若狭町、小浜市、おおい町、高浜町を含む地域。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

<国の考え方>

就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行に関する目標

- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。
 - ・ 就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とする。
 - ・ 就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
 - ・ 就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。
- また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。(新規)

一般就労後の定着支援に関する目標

- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。(新規)

<町の考え方>

- 一般就労への移行に係る基準値（令和3年度実績）は4人ですが、町の実態を踏まえ、就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者3人、就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者1人、就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者1人を目標として設定します。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合については、事業所がないため目標を設定しません。
- 就労定着支援事業利用者数及び就労定着支援事業所の就労定着率については、嶺南地域に就労定着支援事業を実施している事業所がないため、本計画中での整備は難しいと判断し、目標を設定しません。

項目	目標 (第 6 期)	実績 (令和 5 年度)	目標 (第 7 期)
一般就労への移行者数	3 人	1 人	3 人
就労移行支援事業※1 利用者からの一般就労移行者数	1 人	1 人	1 人
就労継続支援 A 型事業利用者からの一般就労移行者数	1 人	0 人	1 人
就労継続支援 B 型事業利用者からの一般就労移行者数	1 人	0 人	1 人
就労移行支援事業利用者に占める一般就労移行した者の割合が 5 割以上の事業所	-	-	-
就労定着支援事業利用者数	-	0 人	-
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所			-

※1 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

<国の考え方>

障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。(※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障がい福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること)
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

重症心身障害児・医療的ケア児への支援

- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。(医療的ケア児支援センターの設置は新規)

障害児入所施設からの円滑な移行調整

- 入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各政令市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。(新規)

<町の考え方>

- 児童発達支援センターは、町内に事業所はありませんが、小浜市での利用が可能となっています。
- 保育所等訪問支援は、町内に事業所があり、今後も利用ニーズを把握しながら、利用しやすい体制の整備に努めます。
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、町内に事業所があり、今後も利用ニーズを把握しながら、利用しやすい体制の整備に努めます。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、発達支援連絡会において関係機関と連携を取りながら支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、1人の配置を目指します。

項目	目標 (第2期)	実績 (令和5年度)	目標 (第3期)
児童発達支援センターの設置	二州地区に 1か所 (※2)	未整備 (※1)	二州地区に 1か所 (※2)
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施(継続)	実施(継続)	実施(継続)
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	二州地区に 1か所	整備	実施(継続)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置	設置(継続)
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	1人配置	未配置	1人配置

(※1) 二州地区の事業所については、利用の協議が整わず、小浜市の事業所の利用可能な状況です。

(※2) 児童発達支援センターについては、二州地区(敦賀市、美浜町、旧三方町)での利用を含めた検討を行います。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

<国の考え方>

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。（新規）

<町の考え方>

- 基幹相談支援センター（美浜町・若狭町共同設置）を中心として、委託相談支援事業所や近隣市町に所在する指定特定相談支援事業所と連携を図り、総合的・専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 幅広い関係機関と連携強化を図り、地域の課題や情報を共有することで、地域における支え合いの仕組みづくりを推進していきます。

項目		目標 (第6期)	実績 (令和5年度)	目標 (第7期)
基幹相談支援センターの設置		設置	設置	設置
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	-	実施	実施
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援	-	実施	実施
	地域の相談機関との連携強化の取組	-	実施	実施
地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組		-	実施	実施

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<国の考え方>

- 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

<町の考え方>

- 福井県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他機関の研修へ参加することにより、知識や意識の向上を図り、適切な障がい福祉サービスを提供するための人材育成に努めます。
- 自立支援協議会の場を活用し、多様化している障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討します。

項目	目標 (第6期)	実績 (令和5年度)	目標 (第7期)
各種研修への職員の参加	-	実施	実施
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	-	-	1回
若狭町・美浜町地域障害児(者)自立支援協議会による障害福祉サービスの質の向上に向けた取組み	-	-	実施

2 障がい福祉サービス等の見込み量

(1) 訪問系サービス

<サービスの概要>

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護、調理・洗濯などの家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び重度の知的・精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅や病院等で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、必要な視覚的情報の支援、外出先での排泄、食事等の必要な支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難を有する人が外出するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事の介護など、必要な支援を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的にを行います。

<訪問系サービスの利用状況>

- 訪問系サービスの令和4年度の利用は減少しましたが、令和5年度の利用はやや増加する見込みです。
- 令和5年度の利用見込みでは、居宅介護、同行援護の利用が見込量を下回っていますが、今後も一定の利用が見込まれます。
- 重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援については、実績はありませんでした。

訪問系サービスの利用状況（1月あたり）

上段：計画値、下段：実績値

	令和3年度		令和4年度		令和5年度※	
	利用時間 (時間)	利用者数 (人)	利用時間 (時間)	利用者数 (人)	利用時間 (時間)	利用者数 (人)
居宅介護	270	24	270	24	270	20
	238	18	207	18	230	20
重度訪問 介護	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
同行援護	85	3	85	3	85	3
	43	2	41	2	50	2
行動援護	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
重度障害者 等包括支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

資料：健康福祉課（各年度1か月平均）

※令和5年度の数値は利用見込みです。

<見込み量の算出方法>

- 令和3年度～令和5年度の実績（各サービスの利用時間、利用人数、支給決定者数）の変動をもとに、令和6年度～令和8年度における事業量を推計し、見込み量を算出しました。

<サービス見込み量（1月あたり）>

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用時間 (時間)	利用者数 (人)	利用時間 (時間)	利用者数 (人)	利用時間 (時間)	利用者数 (人)
居宅介護	250	20	250	20	250	20
重度訪問 介護	0	0	0	0	0	0
同行援護	50	2	50	2	50	3
行動援護	0	0	0	0	0	0
重度障害者 等包括支援	0	0	0	0	0	0

<見込み量を確保するための方策>

- 訪問系サービスについて、令和5年度の実績は見込量を下回っていますが、今後も継続して一定の利用が見込まれます。障がいのある人が在宅生活を維持できるよう、利用者ニーズを把握し、質の高い必要なサービスを受けられるよう、事業所との連携を図りながら、サービス提供基盤の確保に努めます。
- 行動援護、重度障害者等包括支援について実績はありませんが、町内に事業所がないため、利用者ニーズに応じ、必要とされるサービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

<サービスの概要>

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者や難病患者に対して、リハビリテーションやコミュニケーションなどの実践的なトレーニングや生活等への相談・助言を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者や精神障がい者に対して、自立した日常生活を営むために必要な訓練、相談や助言等を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	就労を希望する障がい者で、通常の事業所に雇用されることが可能な者に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、求職活動への支援等を行います。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが難しい障がい者に、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための支援等を行います。雇用契約に基づき最低賃金が保証されるA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	通常の事業所に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、雇用により生じる問題等への相談、指導及び助言等を行います。
療養介護	病院において、機能訓練、看護、医学的管理のもとにおける常時介護を要する障がい者に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所	居宅で介護を行っている人の疾病等により、介護を行うことができないときに、障がいのある人を施設に短期間入所させて、入浴、排泄及び食事の介護等の必要な支援を行います。

<日中活動系サービスの利用状況>

- 日中活動系サービスの令和3年度以降の実績については、新型コロナウイルス感染症の影響があると考えられます。
- 生活介護の利用は、令和3年度以降は減少しています。
- 就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用者数は横ばいの実績です。
- 就労移行支援は一定の利用がありますが、令和5年度の利用は少ない見込みです。また、就労定着支援の利用はありません。
- 短期入所の利用者数は横ばいの実績です。

日中活動系サービスの利用状況（1月あたり）

上段：計画値、下段：実績値

	令和3年度		令和4年度		令和5年度※	
	利用量(人日)	利用者数(人)	利用量(人日)	利用者数(人)	利用量(人日)	利用者数(人)
生活介護	840	46	840	46	840	46
	824	41	793	40	777	39
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	20	1	20	1	20	1
	15	0*	0	0	0	0
就労移行 支援	30	4	30	4	30	4
	19	2	16	2	5	0*
就労継続 支援(A型)	100	6	100	6	100	6
	79	4	61	3	66	3
就労継続 支援(B型)	660	36	660	36	855	45
	692	37	746	38	718	38
就労定着 支援	-	1	-	0	-	0
	0	0	-	0	-	0
療養介護	-	3	-	3	-	3
	66	2	61	2	61	2
短期入所	30	14	30	14	30	14
	39	5	17	4	21	4

資料：健康福祉課（各年度1か月平均）

※令和5年度の数値は利用見込みです。

*は0ではない1未満の数値（令和3年度の「自立訓練（生活訓練）」、令和5年度の「就労移行支援」の利用人数については、利用実績はありましたが、年間実績を月平均に換算すると1未満になるため、0となっています。）

<見込み量の算出方法>

- 令和3年度～令和5年度の実績（各サービスの利用量、利用人数、支給決定者数）の変動をもとに、令和6年度～令和8年度における事業量を推計し、入所施設等から地域への移行者や新たなニーズ等も踏まえて見込み量を算出しました。

<サービス見込み量（1月あたり）>

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	利用量(人日)	利用者数(人)	利用量(人日)	利用者数(人)	利用量(人日)	利用者数(人)
生活介護	840	46	840	46	840	46
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	0	0	0	0	0	0
就労選択 支援	-	0	-	0	5	1
就労移行 支援	30	4	30	4	30	4
就労継続 支援（A型）	100	6	100	6	100	6
就労継続 支援（B型）	760	40	760	40	760	40
就労定着 支援	-	0	-	0	-	0
療養介護	-	3	-	3	-	3
短期入所	40	14	40	14	40	14

<見込み量を確保するための方策>

- 介護者の高齢化や緊急時の受け皿として、短期入所に対するニーズの高まりが予測されることから、受入体制の充実に向け、事業者間の連携を図りながら、サービス提供基盤の確保に努めます。
- 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の販路拡大の支援に努め、工賃向上を図ります。
- 日中活動系サービスは、地域で自立した日常を送るために欠かせない事業です。地域移行の進展に伴い、今後より一層、利用者ニーズが高まると推測されますが、サービスの質の確保のためにも、従事者の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

<サービスの概要>

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助(グループホーム)等を利用する障がいのある人でひとり暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整など、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排泄、食事の介護等の必要がある人には、介護サービスも行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日における、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

<居住系サービスの利用状況>

- 令和3年度から令和5年度の共同生活援助利用者は横ばいですが、今後も利用を希望する人の増加が予想されます。
- 施設入所支援の利用者数は横ばいです。
- 自立生活援助については利用実績がありませんでした。

居住系サービスの利用状況（1月あたり）

上段：計画値、下段：実績値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
自立生活援助	0	0	1
	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	16	16	23
	19	19	19
施設入所支援	24	24	20
	21	20	20

資料：健康福祉課（各年度1か月平均）

※令和5年度の数値は利用見込みです。

<見込み量の算出方法>

- 令和3年度～令和5年度の実績（各サービスの利用人数）の変動をもとに、令和6年度～令和8年度における事業量を推計し、見込み量を算出しました。

<サービス見込み量（1月あたり）>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	23	23	23
施設入所支援	20	20	19

<見込み量を確保するための方策>

- グループホームについては、障がい者の地域移行の受け皿として重要なサービスと位置づけ、サービス提供体制確保の検討を進めます。同時に、地域住民が障がいや障がい者に対する理解を深めるための啓発に努めます。
- 施設入所支援については、柔軟かつ円滑な支援に取り組めます。

(4) 相談支援

<サービスの概要>

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人が障がい福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
地域移行支援	施設入所や入院等をしている障がいのある人に対して、住居の確保や、地域生活への移行等について、相談などの必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障がいのある人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

<相談支援事業の利用状況>

- 計画相談支援の利用者数はほぼ横ばいとなっています。
- 地域移行支援、地域定着支援については、支給決定の実績がありませんでした。

相談支援事業の利用状況

上段：計画値、下段：実績値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
計画相談支援	112	112	112
	105	97	99
地域移行支援	0	0	1
	0	0	0
地域定着支援	0	0	1
	0	0	0

資料：健康福祉課（年間利用実人数）

※令和5年度の数値は利用見込みです。

<見込み量の算出方法>

- 令和3年度～令和5年度の実績（各サービスの利用人数）の変動をもとに、令和6年度～令和8年度における事業量を推計し、見込み量を算出しました。
- 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、3年間の実績から見込み量を算出しました。

<サービス見込み量>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
計画相談支援	110	110	110
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

<見込み量を確保するための方策>

- 計画相談支援により適切なサービス利用につなげられるよう、事業所との連携を密にして相談体制を構築します。
- 一般相談を受ける指定相談支援事業所との連携を図り、障がい福祉に係る各種情報の収集、提供に努めるとともに、町内における受け皿整備について検討を進めます。
- 地域生活への移行が円滑に行われるよう、地域移行支援や地域定着支援に係る制度の周知を図ります。

3 地域生活支援事業の見込み量

(1) 必須事業

<サービスの概要>

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるように、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	重度の知的障がいや精神障がいがあり、判断能力等に支援が必要な成年後見制度の利用を希望する人に対して、成年後見制度の申し立てに必要な手続きの支援と、経費及び後見人等の報酬を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活用を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人が、自立した日常生活または社会生活を送ることができるように、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙や手話表現技術を習得できる研修を実施し、手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

地域生活支援事業（必須事業）の実施状況

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度※	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人	1	0	1	0	1	0
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	人	1	0	1	0	1	0
要約筆記者派遣事業	人	1	0	1	0	1	0
手話通訳者設置事業	人	1	0	1	0	1	0
日常生活用具給付等事業 給付等件数（年間）							
介護・訓練支援用具	件	2	0	2	1	2	3
自立生活支援用具	件	6	1	6	0	6	1
在宅療養等支援用具	件	1	1	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	1	0	1	3	1	1
排泄管理支援用具	件	250	212	250	194	250	132
住宅改修費	件	2	0	2	0	2	1
手話奉仕員養成研修事業	人	-	0	-	-	1	0
移動支援事業	人	8	8	8	8	8	6
	時間	100	89	100	100	150	131
地域活動支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
	人	10	6	10	10	10	8

資料：健康福祉課（各年度4月～翌3月実績）

※令和5年度の数値は利用見込みです。

<サービス見込み量（年間）>

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	無	無	無
相談支援事業				
障害者相談支援事業	か所	2	2	2
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人 (実利用人数)	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業	人 (実利用人数)	1	1	1
要約筆記者派遣事業	人 (実利用人数)	1	1	1
手話通訳者設置事業	人 (設置人数)	1	1	1
日常生活用具給付等事業 給付等件数（年間）				
介護・訓練支援用具	件	3	3	3
自立生活支援用具	件	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2
排泄管理支援用具	件	220	220	220
住宅改修費	件	1	1	2
手話奉仕員養成研修事業	人 (養成講習修了人数)	1	1	1
移動支援事業	人	10	10	10
	時間	150	150	150
地域活動支援センター	か所	1	1	1
	人	10	10	10

<見込み量を確保するための方策>

- アンケート調査における障がい者に対する差別を感じたことがある等の声を踏まえ、障がいの有無に関わらず共に暮らせる地域づくりための研修会の開催、広報誌やホームページを用いた啓発等、地域住民の理解促進と啓発に努めます。
- 相談支援事業について、障がい者が必要とする情報の提供やサービスの利用を支援するため、基幹相談支援センターとの連携により支援体制の充実に努めます。また、若狭町・美浜町地域障害児（者）自立支援協議会を活用し、福祉サービスの利用の援助や関係機関との連携が適切に行われるよう、町の実情に応じた相談支援体制の整備を図ります。
- 成年後見制度の利用の普及・啓発を図るとともに、「美浜町成年後見センター」を中心とした関係機関の連携の下に利用促進を図ります。
- 意思疎通支援事業については、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修として、福井県が実施する講座の開催案内等により通訳者の養成に努める一方、町においては、身近な場所で手話に触れる機会として、主に日常会話程度の手話ができる人を養成します。
- 手話通訳者や要約筆記者の派遣について、必要な方への情報提供に努めるとともに、制度の周知と制度の活用を図ります。
- 障がい者等が地域において自分らしく自立した生活を送るために、日常生活のあらゆる場面での意思疎通を支援できるよう、手話言語条例の周知と啓発を進め、障がい者のコミュニケーションを支援します。
- 日常生活用具給付等事業については、利用者のニーズを把握するとともに、町の障がい者施策のガイドやホームページ、障がい者団体を通じて事業内容の周知に努め、利用の促進を図ります。
- 移動支援事業については、利用実績や利用者ニーズを踏まえ、障がいの特性に応じた適切なサービスの提供体制の確保と、適正な支援に努めます。また、利用者自身が自らの障がいの状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報等の提供を行います。
- 地域活動支援センター事業については、引き続き関係機関との連携を図りながら、創作的活動及び地域交流の場の確保と内容の充実に努めます。

(2) 任意事業

<サービスの概要>

日常生活支援	内容
日中一時支援事業	家族の就労支援や一時的な休息のため、障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会適応のための訓練を実施します。
訪問入浴サービス事業	地域における重度の身体障がい及び知的障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅で入浴サービスを提供します。
社会参加支援	内容
自動車運転免許取得・改造費助成事業	身体障がいのある人が就労等に伴い自動車運転免許を取得するため、自動車教習所において教習を受けるのに必要な経費の一部を助成します。また、身体障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成します。
更生訓練費給付事業	障がいのある人が訓練を受けるために必要な費用、または通所に要する費用を援助します。

地域生活支援事業（任意事業）の実施状況

		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度※	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績
日常生活支援	日中一時支援事業	か所	2	5	2	7	7	8
		人	10	16	10	17	18	14
	訪問入浴サービス事業	か所	1	0	1	0	1	1
		人	1	0	1	0	1	0
社会参加支援	自動車運転免許取得・改造費助成事業	人	2	0	2	0	2	0
	更生訓練費給付事業	人	1	0	1	0	1	0

資料：健康福祉課（各年度4月～翌3月実績）

※令和5年度の数値は利用見込みです。

<サービス見込み量（年間）>

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活支援	日中一時支援事業	か所	8	8	8
		人	18	18	18
	訪問入浴サービス事業	か所	1	1	1
		人	1	1	1
社会参加支援	自動車運転免許取得・改造費助成事業	人	2	2	2
	更生訓練費給付事業	人	1	1	1

<見込み量を確保するための方策>

- 日中一時支援事業は、障がい者等の地域における日中活動の場だけでなく家族のレスパイトとして重要なサービスであることから、ニーズに対応できるようサービス提供体制の確保に取り組みます。
- 訪問入浴サービス事業の実績はありませんでしたが、在宅生活の充実に必要な支援であることから、引き続きサービス提供体制の確保に取り組みます。
- その他のサービスについても、適切な提供に努めます。

4 障害児通所支援の見込み量

<サービスの概要>

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある未就学児等に対して、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校に通学中の障がいのある子ども等に対して、生活能力向上のための訓練や創作活動、社会との交流の機会などを提供し、家庭や学校とは異なる環境での体験を通して、自立を促進するとともに、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	障がいのある子ども等が通う保育所等に訪問し、子どもや職員に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学の肢体不自由児に対して、医療的管理下で日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障がいのある子ども等で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問して発達の支援を行います。

<障害児通所支援の利用状況>

- 児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の利用量については、利用実績が計画値を上回っている年が多くなっています。
- 医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援は、ともに利用実績がありません。

障害児通所支援の利用状況（１月あたり）

上段：計画値、下段：実績値

	令和３年度		令和４年度		令和５年度※	
	利用量 (人日)	利用者数 (人)	利用量 (人日)	利用者数 (人)	利用量 (人日)	利用者数 (人)
児童発達支援	15	18	15	18	40	20
	23	11	34	15	35	14
放課後等デイサービス	110	17	110	17	180	20
	170	18	145	16	150	20
保育所等 訪問支援	4	11	4	11	11	11
	4	4	7	7	14	14
医療型 児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	-	0	-	0	-	0
	0	0	0	0	0	0

資料：子ども・子育てサポートセンター（各年度１か月平均）

※令和５年度の数値は利用見込みです。

<見込み量の算出方法>

- 令和３年度～令和５年度の実績（各サービスの利用量、利用人数、支給決定者数）の変動をもとに、令和６年度～令和８年度における事業量を推計し、見込み量を算出しました。

<サービス見込み量（１月あたり）>

	令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	利用量 (人日)	利用者数 (人)	利用量 (人日)	利用者数 (人)	利用量 (人日)	利用者数 (人)
児童発達支援	30	12	43	17	55	22
放課後等デイサービス	210	28	248	33	248	33
保育所等訪問支援	14	14	14	14	14	14
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	-	0	-	0	-	0

<見込み量を確保するための方策>

- 児童発達支援の利用は伸びており、ニーズが高い状態です。放課後等デイサービス、保育所等訪問支援についても、関係機関と連携し、ニーズを踏まえた提供体制を確保します。
- 子育て支援の基幹となる「子ども・子育てサポートセンター」を中心に、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障がい児のライフステージに沿った、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。

5 障害児相談支援の見込み量

<サービスの概要>

サービス名	内容
障害児相談支援	障がいのある子ども等が障害児通所支援を利用する際に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。

<障害児相談支援の利用状況>

- 障害児相談支援の利用者数は、実績値が計画値を上回ってきましたが、令和5年度は下回る見込みとなっています。

障害児相談支援の利用状況

上段：計画値、下段：実績値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
障害児相談支援	37	37	50
	44	48	34

資料：子ども・子育てサポートセンター（年間利用実人数）

※令和5年度の数値は利用見込みです。

<見込み量の算出方法>

- 令和3年度～令和5年度の実績（各サービスの利用量、利用人数、支給決定者数）の変動をもとに、令和6年度～令和8年度における事業量を推計し、見込み量を算出しました。

<サービス見込み量>

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	40	50	55

<見込み量を確保するための方策>

- 障がい児及びその家族が身近に相談できる障がい児相談支援事業者を確保するとともに、相談支援事業所と連携を密にして、身近な地域で相談できる体制の構築、人材の確保・育成を図ることで、サービス量の確保に努めます。



計画の推進



1 計画の推進体制

この計画に基づき、各種サービスを確実に実施していくために、担当課である健康福祉課を中心として、庁内関係各課、社会福祉協議会、教育機関、二州健康福祉センター、公共職業安定所などの行政関連機関やサービス事業者、地域住民、各種支援団体と連携し、協力体制を構築します。

庁内関係各課との連携強化

- 本計画の推進には、庁内関係各課の連携の強化が必要となります。健康福祉課を中心に、庁内関係各課との連携を強化します。

各種関係機関、民間企業等との連携強化

- 障がい福祉サービスの提供や相談体制強化にあたり、二州健康福祉センターや社会福祉協議会等との連携はとても重要になります。また、民間の事業所や支援団体の協力なくして、障がい福祉サービスの提供体制を構築していくことはできません。障がい福祉サービス提供に関わる様々な機関・組織・団体との連携を強化し、安定したサービス提供を目指します。

自立支援協議会との連携強化

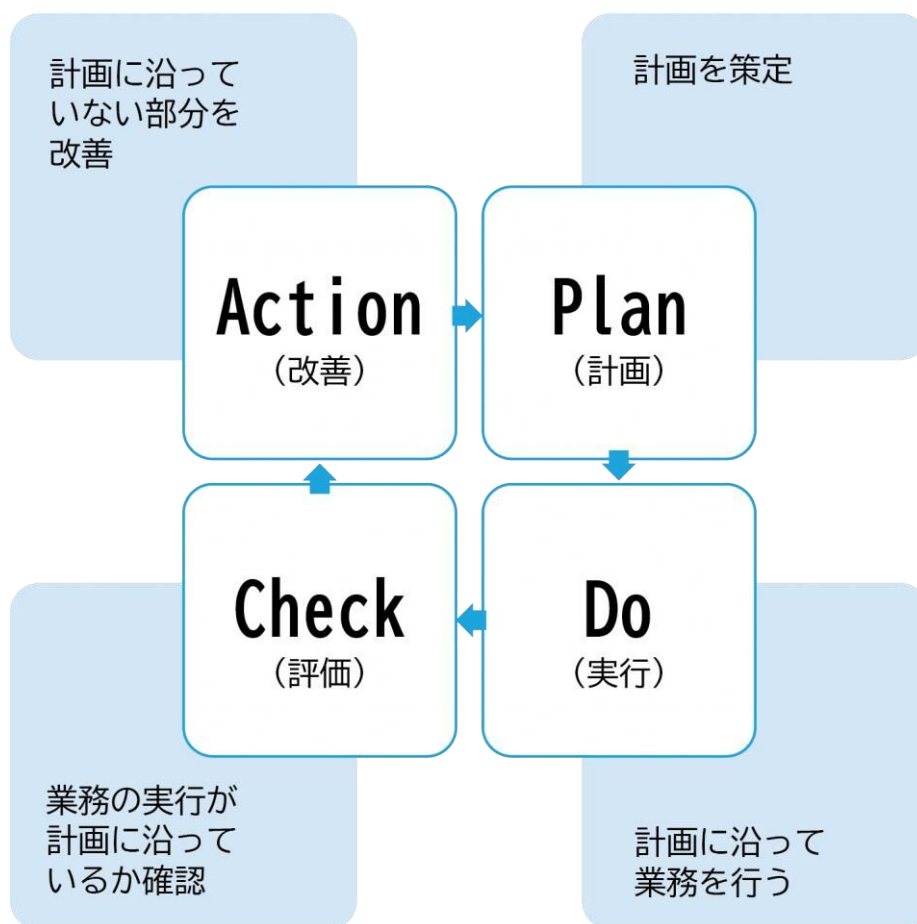
- 計画の推進にあたっては、障がい者本人及び関係者の声を大切にする必要があります。障がい者本人及び関係者の意見・要望を反映できる場として、地域自立支援協議会との連携を強化します。

住民・ボランティア・関係団体との連携強化

- 本計画に基づく施策の円滑な推進のためには、住民、ボランティア、関係団体等の協力を得ることが不可欠です。町は、啓発活動や各種制度等の活用等を通じて、住民をはじめ、民間団体の取組を積極的に支援・推進していきます。

2 計画の進行管理

- 本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。下図のように、PDCA サイクルに沿って計画（Plan）に記載した業務を実行（Do）し、業務の実行が計画に沿っているかを確認して評価（Check）し、計画に沿っていない部分を改善（Action）して計画を推進します。また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の見直しを行う際には、障がい者基本計画の中間評価を行います。
- 国の基本指針、県の基本的な考え方に即して、計画期間中の各年度におけるサービス見込み量や目標値の達成状況を点検及び評価して地域自立支援協議会に報告します。地域自立支援協議会の意見等を踏まえ、必要に応じて事業や計画の見直しを行います。



1 美浜町障害者基本計画等策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による美浜町障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定による美浜町障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定による障害児福祉計画を策定するため、美浜町障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、並びにその計画案を策定して町長に報告するものとする。

- (1) 美浜町障害者基本計画の策定に関すること。
- (2) 美浜町障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 美浜町障害児福祉計画の策定に関すること。
- (4) その他計画の策定に関して必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条第1号又は第2号に掲げる計画の案を町長に報告するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が選任する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 3 会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月19日から施行する。

附 則（平成25年3月25日告示第29—15号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日告示第30号）抄

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月18日告示第3号）

この要綱は、公表の日から施行する。

2 美浜町障害者基本計画等策定委員会 委員名簿

No.	氏 名	所属	備考
1	横山 浩誉	敦賀市立看護大学看護学部看護学科 講師	委 員 長
2	畠中 千里	美浜町民生児童委員協議会 老人身障者部会 部会長	副委員長
3	山本 美智子	美浜町身体障害者福祉協会 会長	
4	木子 隆史	心身障害児（者）と親の会 杉の子会 会長	
5	北山 富美雄	若狭町・美浜町地域障害児（者）自立支援協議会 副会長	
6	家光 薫	社会福祉法人 美浜町社会福祉協議会 次長	
7	村上 美恵子	相談支援センター若狭ねっと 理事・管理者・主任相談支援専門員	
8	四ツ橋 政和	社会福祉法人 はこべ福祉会 所長	
9	石田 善行	株式会社 和（就労継続支援B型事業所） 代表取締役	
10	栗駒 辰子	美浜町福祉支援センター あいばる サービス管理責任者	
11	吉田 幸夫	特定非営利活動法人 ねこやなぎ倶楽部 理事長	
12	上良 まり子	福井県嶺南振興局 二州健康福祉センター次長	

3 策定経過

日程	項目	主な内容
<令和5年> 7月18日	美浜町障害者基本計画等策 定委員委嘱	
8月17日～ 8月31日	美浜町障害者福祉に関する アンケート調査の実施	・ 障害福祉サービスの利用実態や福祉に関 する意見、意向を把握し、計画策定に向 けた基礎資料とすることを目的に、アン ケート調査を実施
9月20日	第1回美浜町障害者基本計 画等策定委員会	・ 計画策定の趣旨について ・ 美浜町の障害福祉に関する現状について ・ 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目 標について ・ 美浜町障害者基本計画骨子（案）につい て
12月15日	第2回美浜町障害者基本計 画等策定委員会	・ アンケート調査結果について ・ 計画素案について
<令和6年> 1月24日～ 2月6日	パブリックコメントの実施	・ 本計画について、住民から幅広く意見を 募集するため、計画素案に対するパブリ ックコメントを実施
2月14日	第3回美浜町障害者基本計 画等策定委員会	・ パブリックコメントの実施結果について ・ 美浜町障がい者基本計画・第7期美浜町 障がい福祉計画及び第3期美浜町障がい 児福祉計画（素案）の最終確認について
2月20日	美浜町障がい者基本計画・ 第7期美浜町障がい福祉計 画及び第3期美浜町障がい 児福祉計画報告	・ 町長への報告

美 浜 町 障 が い 者 基 本 計 画
第7期美浜町障がい福祉計画 及び
第3期美浜町障がい児福祉計画

令和6年3月

発行 ： 美浜町 健康福祉課
〒919-1192

福井県三方郡美浜町郷市 25 - 25

電話 ： 0770 - 32 - 6704